

第六十一回 参議院科学技術振興対策特別委員会、通信委員会連合審査会會議録第一号

昭和四十四年六月四日(水曜日)  
午後一時十六分開会

委員氏名

科学技術振興対策特別委員

宮崎 正義君  
平島 敏夫君  
横山 フク君  
森 元治郎君  
矢追 秀彦君  
岩動 道行君  
石原慎太郎君  
鹿島 俊雄君  
金丸 富夫君  
源田 実君  
永野 鎮雄君  
鍋島 直昭君  
船田 譲君  
矢野 登君  
鈴木 力君  
竹田 現照君  
森中 守義君  
大和 与一君  
向井 長年君  
野坂 参三君

通信委員

永岡 光治君  
新谷寅三郎君  
西村 尚治君  
松平 勇雄君  
鈴木 強君  
植竹 春彦君  
長田 裕二君  
古池 信三君  
郡 祐一君

出席者は左のとおり。

科学技術振興対策特別委員会

委員 宮崎 正義君  
理事 平島 敏夫君  
横山 フク君  
森 元治郎君  
矢追 秀彦君

委員

通信委員会

委員 永岡 光治君  
理事 新谷寅三郎君  
西村 尚治君  
松平 勇雄君  
鈴木 強君

委員

國務大臣

郵政大臣 河本 敏夫君  
國務大臣 木内 四郎君

政府委員

科学技術政務次官 平泉 渉君  
科学技術庁長官 馬場 一也君  
科学技術庁研究官房長 石川 晃夫君  
調整局長 溝呂木 繁君  
郵政大臣官房長 柏木 輝彦君  
電気通信監理官 石川 忠夫君  
郵政省電波監理局長 渡辺 猛君

事務局側

常任委員会専門員 倉沢 岩雄君  
常任委員会専門員 黒川 広二君

説明員

日本電信電話公社総務理事 野村 達治君  
参考人 日本放送協会技師長、専務理事

日本放送協会専務理事 志賀 正信君

本日の会議に付した案件

○宇宙開発事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

〔科学技術振興対策特別委員長 宮崎正義君委員長席に着く〕

○委員長(宮崎正義君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会、通信委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が連合審査会の委員長の職をつとめさせていただきます。

それでは、宇宙開発事業団法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。木内國務大臣。

○國務大臣(木内四郎君) 宇宙開発事業団法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

宇宙開発は、通信、気象、航行、測地等の分野におきまして国民生活に画期的な利益をもたらすとともに、関連する諸分野の科学技術の水準を向上させ、新技術の開発を推進する原動力となるものであります。

先進諸国におきましては、この宇宙開発の重要性に着目いたしまして、開発体制を整備し、具体的な開発目標を定め、国家的事業としてその積極的な推進をはかっておりまして、その成果には刮目すべきものがあります。

このような情勢にかんがみまして、わが国におきまして、宇宙開発の本格的な推進と、そのための体制の整備が各方面から強く要請されるに至りました。その体制整備の一環として、まず、昨年、国の宇宙開発を計画的かつ総合的に推進する

ため、その重要事項について企画、審議、決定する宇宙開発委員会が設置されました。

現在、わが国の宇宙開発は、宇宙開発委員会の昨年十一月の決定に沿いまして、昭和四十六年に電離層観測衛星を、昭和四十八年度に実験用静止通信衛星を打ち上げることを目標に進められておりますが、この目標を達成するためには、多岐にわたるきわめて高度な技術を駆使するとともに、短期間に多額の資金を投入することが必要でありまして、これは国の総力を結集して行なうべき大事業であります。

これを成功させるためには、政府はもちろん、学界、産業界から広くすぐれた人材を結集するとともに、弾力的な事業運営を行なうことが必要でありまして、このために、中核的な開発実施機関として、新たに特殊法人宇宙開発事業団を設立し、宇宙開発を総合的、計画的かつ効率的に実施しようとするものであります。

この事業団は、現在の科学技術庁宇宙開発推進本部を発展的に解消いたしましたして、その業務と組織を引き継ぎ、これに加えて、従来郵政省電波研究所で行なっておりました電離層観測衛星の開発関係部門を移管させることとし、また、将来開発実施体制の一元化をさらに推進し得るような仕組みといたしております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金は、設立に際しまして政府が出資する五億円、科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額並びに民間からの出資額の合計額でありまして、このほか、将来必要に応じて資本金を増加することができることといたしております。

第三に、事業団の機構につきましては、役員と

して、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くほか、非常勤理事及び顧問の制度を設けまして、関係各界の参加を得て、その協力体制の確立をはかることとしております。

第四に、事業団の業務といたしましては、みづから、または委託に応じ、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を行なうことといたしております。

なお、事業団がその業務を行なうにあたりましては、主務大臣の認可を受けて定める基準に従いましてその業務の一部を民間機関等に委託することができるといたしております。

また、事業団の業務の運営につきましては、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に従ってその業務を行なうことといたしております。

第五に、事業団の監督は主務大臣が行なうこととしておりますが、主務大臣は、内閣総理大臣及び郵政大臣のほか、将来政令でこれを追加し得るようにならして、一元化の進展に資することといたしております。

第六に、事業団は、その設立の際に、科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継を行なうことといたしております。

その他、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とは同様の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(宮崎正義君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたしたいと思

が、御異議ございませんでしょうか。

○委員(宮崎正義君) 御異議ないものと認めま

して、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎正義君) それでは、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言を願います。鈴木

○鈴木 最初に、平和利用のための宇宙開

発、この基本的な考え方について、科学技術庁長

官にお尋ねをしたいと思ひます。

御承知のように、原子力の平和利用の問題とあ

わせて、宇宙の平和利用はきわめて重要な問題だ

と思ひます。すでに、原子力の面におきまして

は、原子力基本法という法律が昭和三十年に制定

をされておりました。その第二条にも、あくまで

も日本における原子力の研究開発というものは、

平和の目的に限り、民主的な運営のもとに自主的

にこれを行なうものとし、その成果を公開し、進

んで国際協力に資するものとする——いわゆる平

和と自主、公開という、その三原則が貫かれてい

ると思ひます。私は、きょう実は総理に

もおいでいただきましたのでありますが、御都

合で出られないようでありましたが、昨年、国家行

政組織法第八条の規定に基づく機関として、御承

知のように、総理府に宇宙開発委員会というものが設置される法律の手續が行なわれました。その際に、衆参両院とも附帯決議をつけておるのであります。

その衆議院における附帯決議の内容をちょっと読み上げてみますと、第一項では、宇宙開発基本法というものを検討して、立法化をはかりなさいと、こういうことが第一であります。第二に、その宇宙基本法の検討にあたる態度が述べられておりますが、それには、原子力基本法第二条と同様の考え方によるとともに、すでに批准された「国際

の平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進」を旨とする「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」、この趣旨にのっとり、かつ、世界における宇宙開発及び利用の動向に対する十分な見通しの上に立つてこれを行ないたいと、こういうふうな附帯決議がついております。

参議院におきましても、第一項で、「わが国における宇宙の開発及び利用に関する基本方針を明らかにするため、すみやかに宇宙基本法につき検討を進め、その立法化を図るものとし、その検討にあたっては、原子力基本法第二条と同様の考え方によるとともに「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」の趣旨にのっとり、かつ、世界における宇宙の開発及び利用の動向に対する十分な見通しの上に立つてこれを行なうものとする」と、こういうふうな附帯決議がついております。

したがって、後ほど私は、この宇宙基本法の提出ができなかった理由についてはさらにお尋ねいたしますが、ここでは、長官に、平和・民主・公開の原則が原子力委員会の基本になつております。そこで、特に宇宙開発に対する平和利用です。平和目的のために使うというこの原則は、附帯決議との関係で変わつてない政府の一貫した態度である、こういうふうな理解してよろしゅうござい

ますか。

○国務大臣(木内四郎君) いまの御質問、ごもつともですが、この平和利用の問題につきましては、宇宙開発のいまの委員会の前に宇宙開発審議会というのがあります。その答申によりまして、これはあくまで平和利用に徹すべきものであるという趣旨のことが述べられてあります。そこで、またそれに基づきまして、われわれはあくまでも宇宙開発は平和目的に限るものと心得ております。総理大臣も、すでにたびたび国会においてその趣旨を明らかにしております。また、先般この法案を衆議院に提出いたしました際の本会議の質問によりまして、その点を衆議院におきまして

総理大臣は明らかにしておりますし、私自身もこの点をたびたび明らかにいたしております。また、さらに今回衆議院におきましては、この法案の第一条に、平和目的に限るという修正を加えられまして、また、衆議院の本案議におきましては、この宇宙開発利用に関する基本方針として、平和に限るといふ決議をしておられるのであります。そういう決議等の有無にかかわらず、私どもはあくまでこれは平和利用に限るものと、かように心得ておることはいま申しましたとおりであり、私のたびたびの説明によって御了承願いたいと思ひます。

○鈴木強君　そうであるならば、まあ宇宙基本法というものが出来なかつた理由は後ほど聞くとしても、今回の事業団法を提案するにあたって、第一条が衆議院において修正をされました。また、本案議における議決もなされ、修正されて参議院に送付された法律案であります。もし、ほんとうに政府が平和利用ということを目的に宇宙開発をするという決意があるならば、宇宙基本法が遺憾ながら出てこない段階において、土台のない中に事業団がつくられるわけでありまして、ですから、せめてその平和利用の問題について国会で修正されるなどということは、ぶざまじゃないですか。そういう基本線が流れておるならば、なぜ提案する前に平和利用の目的というを入れたのか、私たちが率直に疑義を持ちます。この点はどうですか。

○国務大臣(木内四郎君)　お答え申し上げますが、法律に入れようが入れまいが、政府の態度というものは、総理大臣の声明のとおり、私のたびたびお答えしておりますように、きわめて明らかであります。私どももさう考えておったんです。これを法的に考えてみますと、この事業団法というものは、もともと一つの組織法なんです。そこで、むしろ政策などは、入れるとすれば基本法に入れるべき趣旨のものであらう、私は法的にはさうだと考えております。しかし、衆議院で御修正になりました御趣旨は十分に尊重し

てまいりたい、かように考えております。

○鈴木強君　ですから、問題は、基本法というものが出てこない。私もさうだと思ひます。基本法に、原子力基本法と同じように、やはりその精神をはっきりとうたうべきだと思ひます。ところが、残念ながら、皆さんは参議院や衆議院の附帯決議を尊重しているのかしてないのかわかりませんが、とにかく、そういう基本法というものを提案する前に、それができないものですか、宇宙開発事業団法というものを提出してきたわけでしょう。ですから、そういう意味においては、やはり変則的な出し方ですよ、これは。基本法がつくられて、その上に初めて事業団法というものができ、その基本法に基づいて、宇宙開発はどうするかという大道に向かって進むべきでしょう。それができないじゃないですか。だからして、どこかに、この事業団法というものはこれは組織法であつても、平和目的ということをはっきりうたつておく必要があるということ、これは国民の意思として修正されたものなんです。それでしよう。だからして、初めからそれはさうすべきですよ。組織法であるものが基本法よりも先に出てきたんじゃないですか。あとから出せない理由を聞きますけれども、そういう意味において、私は、もしそれがあつたらば、なぜこれができなかったかということをお聞いおるんですよ。

○国務大臣(木内四郎君)　いまお話し点、ごもっともな点もあるように思ふんですが、私が先ほどから申し上げておりますように、これは、きめ得るならば、書くならば、基本法に書くほうがいいだらう、これはいま御了解願つたんですが、そこで、私どもはさういうことを頭に置いて、この事業団法にはそれがなくてもいいだらう、しかし、われわれの態度としてはあくまで平和目的に限るんだという、総理大臣も堂々と声明しておりますし、私もたびたびお答えしておりますので、私はそれで当面は差しつかえないものと、かように考えておつたのであります。

○鈴木強君　ですから、政府のお考えというものは

は国民の考え方と違ふわけだ。その辺は国民の意思として修正されたんだから、これは国民の意思を尊重するという立場に立つて皆さんに忠告しているわけですよ。だから、基本法というものが当然そのことをうたつて出されて、月に着陸しようとする、いまのすでに進んだ世界の大事勢の中で、一体日本はどうこれを追いかけていくか、そのためにはどういふ基本的な立場に立つてやるかということをやはり土台にして、その上に立つて、これは組織法として事業団がどういふことをやるかということをはきめるわけですから、その基本法の方針が確立されてないのに組織法などを先に出してきだ。あとからお伺ひしますけれども、非常に問題点がたくさんあるような、こういうことをやろうとしても、その成果はわれわれは期待できない、最初からさう思つていますよ。だからして、それならそれらしく、つましやかにいくとすれば、せめて国民の願ひである平和利用の目的ということをやちやんとしたらどうですか。

またそれが国会における意思である。国民の意思である。あなた方が幾ら、総理が言つたから、わしと言つたからだいじょうぶ——それではやはり安心できない。だからしてさういふふうに修正されたんですよ。私はさういふことを申し上げているんですが、これは賢明な大臣ですから私は答弁を求めません。

そこで、もう一つ伺つておきたいのは基本法の問題ですよ。昭和三十三年の十月四日にソ連が世界に先がけて人工衛星スプートニク1号を打ち上げた。それからもうすでに十二年たつております。アメリカ、ソ連は猛烈な宇宙開発に対する研究を重ねております。すでにアメリカはアポロ10号が月に軟着陸をやるうとする前段の仕事をも済ませておまして、やがて七月には軟着陸しようとしておる。さらに、フランスにおきましても、イギリスにおきましても、西ドイツも、あるいはイタリア、オランダ、ベルギー、オーストラリア、これらの西欧の各国においても人工衛星計画というものをすでに確立をして、積極的に取り組んでお

るのであります。これらの国の宇宙開発に対する積極姿勢を見ますと、具体的な開発目標というものをちゃんと掲げて、その目標を達成するためにどうしたらいいか、それには強力な開発体制というものをつくらなければならないし、すでに開発研究費等についても多額の国費を費やして、投入して外国においてもこれをやっております。さうして国の仕事として本格的に推進しておる。日本においては、昭和二十九年に東大の例のロケットの開発を始めて以来、観測の面では多少の成果を私はあげていると思ひます。しかし、人工衛星による宇宙開発の面では全く立ちおくれおるものであります。お話にならない、まことに恥ずかしい次第だと思ふのであります。鉱工業の生産力が世界の二番になつたなんといつても、宇宙開発の面において日本がこんなことでどうするか、これはわれわれ国民のたいへん不満なところであり

います。いままで宇宙開発に関する各種の開発、研究、調査というものは行なわれております。しかし、われわれ幾たびか指摘しておりますように、各省庁ばらばらにこれをやっておつた。少ない予算や人材で全く動きのとれないような不経済な国の金の使ひ方をしておつた。だからして、組織的にも一本化し、積極的に取り組んでほしいということをおわれわれは今日まで絶えず主張してきたのであります。さういふ意味からいふと、今回のこの事業団法は、さつき申し上げましたように宇宙開発基本法を出せなかつたことはうんと私は不満です。不満ですが、これはもうすみやかに近い機会に出していただくことにして、とにかく一元化の方向に体制を整備していこうという、さういふ考え方を私は大いに評価していいと思ひます。ただ、この法案の内容を詳細に検討していきますと、幾多の問題点がありまして、これでは私は十分な成果をあげることが不可能であらう、さういふふうにも判断をして、政府のかけ声だけに終わらなければよろしいという心配を私はしております。

そこで、まず、科学技術に対するわが国の政府の態度ですけれども、どうも学者の皆さんにしても、なかなかむずかしい点もあるようでございしますが、たとえば、科学技術基本法というものを制定すべきであるということからして、長い間みな相談をしておるわけですが、これ一つまだ基本的に日の目を見ておらない。また、今回も宇宙開発基本法というものが出来た。こういうふうな点を思うときに、政府はほんとうの腹をもつて、金も出す、人も整備する、そうして宇宙開発の面については世界の国に負けないように追いついていくという、そういう積極果敢な考え方をほんとうに持つておるのかどうかということについて疑問を持つておる。あとから具体的な計画についても尋ねたいと思いますが、私が資料をいただいで勉強しておる範囲においては、なるほどこれではやってもらえるという自信と確信に満ちた判断は出てこない。したがって、私は、この平和利用の問題とあわせて、一体ほんとうに本気になって政府は宇宙開発に取組んでいくのかどうなのか、その具体的な考え方を聞かしてほしいと思うのです。

○国務大臣(木内四郎君) お答えいたしますが、わが国は確かに米ソなどに比べて宇宙開発の面ではおくれしております。米ソ両国が人工衛星を打ち上げまして、実は日本は三番目に打ち上げたいと思つたのが、フランスのほうで打ち上げました。ほかの国は、自分で打ち上げておる国は、いまのところまだないわけでありまして。アメリカのほうのロケットを借りて打ち上げておるというふうな国はありますけれども、打ち上げておるものはないのであります。わが国はおくれているわけですが、これも、おくれっぱなしではいかぬというので、今回これの実施機関として宇宙開発事業団法を提案いたしました。御審議を願つておる、こんなふうなわけでありまして、私どもはあくまで、ひとつおくれれておつても、この際追いついて追いついていくような努力をいたしたい、かように思つてお

るわけですね。昨年宇宙開発委員会というものを設けていただきました。これは、宇宙開発に関する企画立案、あるいは総合調整、あるいは経費の見積もり、こういうことをやる機関であります。今度はほんとうの実施機関として宇宙開発事業団というものを設けて、あくまでひとつその目的を達成しよう、かような決意でやつておるものであります。決してゆるふんでやつておるんじゃないやしませんので、御了解を願ひ、かつ御鞭撻をお願いしたいと思ひます。

○鈴木強君 そこで、基本法の問題でちょっとお尋ねしたいんですが、基本法がなぜ今度の国会に出し得なかつたのか、そして基本法の上に事業団法という、順当な、順序立った進み方ができなかったのか、どうか。

○国務大臣(木内四郎君) いまの点、まことにどうもつとでもありまして、実は、昨年宇宙開発委員会設置法を御審議願つておる際に、衆参両院におきまして、基本法をなるべく早くつくつて、こういうお話がありまして、そこで役所におきまして、私のほうにおきまして、この問題をいろいろ研究したわけですね。ところが、この決議の趣旨をどういうふうにするか、この法案に盛り込むべきか、あるいはこの法案の対象をどういうふうにするべきか、あるいはこれはまた、これを行なうための基本的な施策はどうすべきかと、いろいろ問題がありまして、ことに、御案内だと思つておるんですが、わが国におきましては宇宙条約に加盟しました。しかし、宇宙という問題の定義をどうするかということさえもまだ今日きまつておらない。これは、わが国だけきまつておらないのじゃない、国際的にきまつておらない。いま国連におきまして、この定義をどうすべきかというふうなことを慎重に審議しておる段階でありまして、そういう点において問題がありますし、いろいろない、いま申し上げましたような問題がありますので、なかなかこれはまとまりませんでした。研究しておりますけれども、まとまりませんでした。衆議院におきましては、この基本問題に対する小委員会を設けら

れまして、超党派的にこの問題を扱つていこうと、こういうことで御研究になっておりました。それに対しては科学技術庁としても積極的な御協力を申し上げているような次第でありまして、なるべくすみやかに超党派にこれがまとまりまして、そして国会において御審議を願ひ、御採択を願ひような運びになればまことにしあわせだと、かように思つております。

○鈴木強君 まあ、国連関係のお話や、むずかしい問題があるんだということなんです。私は、いまの宇宙開発のやり方を見ておると、明らかに米ソが、二大強国が、宇宙権を、悪いことばで言えは横取りしようというふうななくらみがあるんじゃないかというふうな気がするくらいに、アメリカはアメリカ、ソ連はソ連でやつておるわけですね。その証拠は、通信の面における、たとえばコマサットの組織や、あるいはインテルサットの組織——モルニヤ衛星を中心とするソ連圏と、それからインテルサットを中心とする衛星通信網との間に一つの分野をつくつてしまつたんであります。後ほどまたインテルサットの問題についてはお尋ねしますが、まあ、先般の政府間会議にソ連もオブザーバーで出てまいりましたけれども、われわれは、少なくとも宇宙というものは全世界の国民すべて共有のものである、こう考へているがゆゑに、少なくとも通信の面におけるアメリカの独占的なやり方については、やっぱり一つの反発を持つておるわけですね。そのことが、先般の政府間会議におけるわが国における地域通信網の開発に対する権利留保ということに出ていると思つておる。私は、日本政府として当然の態度であつたと思つておる。ですから、あまり長引くと、長引くほどやっぱりそういうふうな概念が既成事実になつてくるんじゃないでしょうか。ですから、早く、日本が三番目に打ち上げるならそれはけっこうです。これはまあ四番目になるでしょう。それは何番目でもいいが、それは国連の場において大いに論議することはいいでございまいしょう。しかし、原子力基本法というものが

すでにわが国においては制定されておるわけですから、それとの関連においても、私はやっぱり宇宙基本法というものは日本独自の立場においてつくべきだと思つておる。それがつくれない理由というものを国連に求めたり……。もつと具体的に、技術的にどうしてもできないということがあるならば、教えてくだされませんか。それじゃいつまで待たう基本法は国会に提案されるのですか。それはどうですか、見通しは。

○国務大臣(木内四郎君) 先ほど申し上げましたように、科学技術庁におきまして、いろいろの点を研究しております。また、これは別に、衆議院におきまして、超党派的に、これをどう取り扱うべきかというのを御研究になつておるものであります。私どもは、この小委員会に対して積極的に御協力を申し上げておりますが、その小委員会であるべくすみやかに成果を得られまして、そうしてこれが成立するようなことを私ども期待しておる、こう申し上げるよりほかしかたがないと思ひます。

○鈴木強君 それは、他人のふんどしで相撲をとるようなことを長官考へちゃだめですよ。それはあなた、衆議院の科学技術特別委員会の中に小委員会をつくつて御研究をされる、これはもう院独自の立場における一つのやり方ですからね、いいですよ。そこがどうも結論を出してくれぬことを期待するような——政府自身が基本法律を提案するといふのが筋ですよ。それはできないのですか。だから、国会筋のほうでひとつ議員立法かなにかでよろしくやつてくれと、こういうことですか。

○国務大臣(木内四郎君) そういうことではないのであります。ただ私は、先ほど申し上げましたように、これを検討してみますという、まず定義の問題にしまして、その他、去年の委員会設置法案の審議の際に両院で御決議になりましたことをどう盛り込むべきか、あるいはさらに、その対象の範囲をどうすべきかと、あるいは基本施策をどうすべきかと、いろいろな問題があるの

でありまして、そういう問題を一々解決していきなかりませんし、それを衆議院のほうの小委員会において超党派的にごらんになりましたも、そう急速に直ちにまともなというふうなわけにない。それをごらんになっても、いろいろの困難な点があるということがおわかりになると思います。決して私どもは責任を回避しているわけじゃありません。この小委員会に対して積極的に御協力を申し上げて、なるべくすみやかに成案を得るように私どもも努力をいたしてまいりたい、かように思っております。

○鈴木強君 そのところがわからないから聞いているんですよ。基本的に科学技術庁が法律案をつくって国会に提案する責務を両院は附帯決議をして皆さんに負託したわけですね。話を聞いておると、どうも科学技術庁でうまくいかないの、衆議院のほうにたまたま小委員会ができたから、そこで超党派でやっているから、科学技術庁は一生懸命それに協力をして成案を得ることを期待しますと……。得たものをそれじゃどうするのですか。ちょうだいして、科学技術庁、政府提案として出すということなんですか。ちょっとおかしいですね、それ。どうなんですか。

○国務大臣(木内四郎君) 小委員会は、いろいろやはり私どものほうの提出しました資料その他について御研究になった結果、これはそう即座にイエスと言うわけにはいかぬ、これはやはり小委員会を設けて慎重に研究してみたいほうがいいとお考えで小委員会を設けられたものと、かように思っております。そこで、小委員会で成案を得ますれば、超党派的に得ますれば、ちょうど原子力基本法の場合と同じように、あれも政府が立案したものでありません、超党派的に立案なされました、そうしてそれを国会において御議決になった、こういういきさつもありますので、それと同様、まあ全然同様というわけじゃありませんけれども、それと同じふうにご覧いただきたい、かように考えております。

○鈴木強君 まあ、私は意見がありますがね。科

学技術庁、そういう考え方でやりになるということなら、それはそれでいいでしょう。少し私は責任体制から見ても筋が通うように思うのですよ。もつと科学技術庁自体が積極果敢に宇宙基本法というものを制定するための努力をやるべきですよ。それは、院は院としてやるのは自由ですから、けっこうでしようけれども、何か、それにおぶさったようなかっこうで、こんな重要な問題について、責任ののれといえませんが、みづからの自主性というものを、判断を国会に示す努力というものをやっておらないようですかね、その点は非常に私は遺憾だと思ひ、そういう態度ではやはりいかぬと思うのです。もつと政府自体が、こうあるべきだという一つの姿勢を出して、それを国会にはかかっていく、審議をお願いする、という、そういう態度が好ましくないでしようか。それは、原子力基本法をやったから、これもそうやるのでございまして、こういつて前例を引いておっしゃられるのですけれども、私はちょっと筋違いのよう思うのですよ。だから、もつと政府自体、ほんとうに内閣総理大臣以下各位が、丸になって決意するということだったら、それはできないわけはないですよ、膨大な組織と陣容をかかえておるんですから。少し私は、責任転嫁といひますか、それはそうしなればならないという理由がまだわかりませんから、あなたのとおっしゃる定義の問題とか、対象の範囲とか、基本政策とか、国際的にきまつていない問題があるとかおっしゃいますけれども、抽象的ですからわかりませんけれども、もつと具体的に、定義の点についてはどういふところがどうなんだと、対象の範囲はどうなんだとか、基本政策についてどこがどうなんだということがわかりませんと私はここで話つきり申し上げられませんが、抽象的なお話では、いま私が申し上げたようなそういう意見があるのじゃないですか。基本法を出し得ないという理由は何かないんですか。

○国務大臣(木内四郎君) お答えいたしますが、学技術庁、そういう考え方でやりになるということなら、それはそれでいいでしょう。少し私は責任体制から見ても筋が通うように思うのですよ。もつと科学技術庁自体が積極果敢に宇宙基本法というものを制定するための努力をやるべきですよ。それは、院は院としてやるのは自由ですから、けっこうでしようけれども、何か、それにおぶさったようなかっこうで、こんな重要な問題について、責任ののれといえませんが、みづからの自主性というものを、判断を国会に示す努力というものをやっておらないようですかね、その点は非常に私は遺憾だと思ひ、そういう態度ではやはりいかぬと思うのです。もつと政府自体が、こうあるべきだという一つの姿勢を出して、それを国会にはかかっていく、審議をお願いする、という、そういう態度が好ましくないでしようか。それは、原子力基本法をやったから、これもそうやるのでございまして、こういつて前例を引いておっしゃられるのですけれども、私はちょっと筋違いのよう思うのですよ。だから、もつと政府自体、ほんとうに内閣総理大臣以下各位が、丸になって決意するということだったら、それはできないわけはないですよ、膨大な組織と陣容をかかえておるんですから。少し私は、責任転嫁といひますか、それはそうしなればならないという理由がまだわかりませんから、あなたのとおっしゃる定義の問題とか、対象の範囲とか、基本政策とか、国際的にきまつていない問題があるとかおっしゃいますけれども、抽象的ですからわかりませんけれども、もつと具体的に、定義の点についてはどういふところがどうなんだと、対象の範囲はどうなんだとか、基本政策についてどこがどうなんだということがわかりませんと私はここで話つきり申し上げられませんが、抽象的なお話では、いま私が申し上げたようなそういう意見があるのじゃないですか。基本法を出し得ないという理由は何かないんですか。

はかに全然理由はございせん。政府が丸になつて出しまして、たとえ、さつきちょっとお触れになりました科学技術基本法ですね。こういうものは、政府が出しまして、やはり超党派的に皆さん方立法者たる国会において御同意にならなければ、そのまま廃案になってしまうというところ、この問題についても衆議院のほうにおいて超党派的にいろいろ御研究になっておるようであります。やはりこれは、立法者たる議員各位が、こういう基本法のような問題は超党派的に、これならよろしい、こういうことにならなければ、政府がいかにがんばつてみても、それだけでは私は法律にならないと、かように考えております。

○鈴木強君 立法論で私は長官と論争するつもりはなかつたんですけれども、あまりにも他力本願過ぎるんですね。政府は何のためにあるんですか。三権分立の立場に立つて、われわれは立法府として、通常の場合です、政府の政策に対する法律改正というのは、政府がみずから提案をして国会にはかるというのが筋でしよう。それは議員みずから立法することもできます。原子力基本法でも往生しちやうと、とてもこれは政府が出してその自信がないと、そういうことなら、はつきり言つてもいいんですよ。そのようですね。大体聞いておると。だから、これはとても政府はお手あげなんだから、議員の力を借りて、議員の意見が大体まとまつたところで、政府提案といふかっこうで国会に出して審議してもらう、そのほうがいい、それが確かな一つのやり方でありま。私はいいけないとは言わないうですけれども、しかし、本筋からいって、おかしいんですよ。あくまでも政府が、国会が納得し、国民が納得できるように宇宙基本法といふものをつくらせて、そうしてそれを国会に出すべきですよ。もしあなたが、それだけの、議員が納得し、それは反対があつても多数で通つていくという程度の法律案を出し得ないといふことであれば、これは政府にその能力がない、そう言われてもしかたがないでしよう。その姿勢の問題ですよ。もう少し私

は、ほんとうに事業団法というものを出して、これこそ気合いを入れて追いついていくという、そういうあなたの言われるような考え方があれば、もつと総力をあげて、政府自体として、みずからでも、みんなが納得できるような基本法といふものを出すべきですよ。それを出さないといふのが両院の附帯決議じゃないですか。衆議院も参議院も、おれたちがやるということじゃないでしよう。政府がこんなことはやりなさいといつて皆さんにげたを預けた。それがお手あげだといふなら、はつきりしてやったほうがいいですよ。

○国務大臣(木内四郎君) お話の点、確かに一つの考え方だと思ひますけれども、さつき申しましたように、宇宙の定義一つとりましても、今日なような事情がありますので、そういういろいろな問題点などをいま衆議院のほうの小委員会でも御研究願つておりますが、私も決してこれをおろそかにしてはいるわけではありませんが、積極的これを研究し、打開するものは打開して、なるべくすみやかにこの基本法案を提案するようにしたい、かように考えております。

○鈴木強君 少し、出したというのだから、提案する気持ちがあるようですから、それなら一生懸命がんばつてくださいよ。それでは、政府の態度がほんとうにやる気がないように思ひますが、もう少し重ねて伺つておきますが、たとえば、宇宙開発委員会といふものがつくられたわけですね。それで、国会の意思として、あるいは宇宙開発審議会の意思として、委員といふものはやはり常勤制をとつて、ほんとうに仕事に専念してもらわなければいけない、非常勤のような委員を任命して、それで二十年も十年もおくれたものを世界の宇宙開発に追いついていくなんといふことはおこがましい、だから何とかして常勤制をとつてほしいという、そういう答を出しておりますね。これは、宇宙開発委員会設置の法律案が審議された際にも議論になったので

す。そうして、院の意思としても、常動にしてほしい、こういうことを決議しておると思うのです。ところが、いまあなたが委員長で、あと四人の人は非常動でしょう。これくらいのことのできないのですか、常動に。これも国民の意思を無視しておられますよ。そんなばかな話はないですよ。じゃ、われわれの意思なんというものは、何ぼ附帯決議をつけてみても、無視されてしまったらどうにもならない。やるやるとおっしゃいますけれども、宇宙開発委員の常動制すらとれないじゃないですか。一体これはどういふことなんですか。

○国務大臣(木内四郎君) 御案内のように、去年までは宇宙開発委員会というものはなかったのです。去年宇宙開発委員会を設置をお認め願って、そして宇宙開発委員会を設けた。このかきものとして、国が宇宙開発の計画を進めていける、こういうことになった。総合調整の唯一の機関としてこれを設けていただいたのです。ことしはいろいろやりたいことがあるのですが、まず、どうしても実施機関をこの際設けて、それが中心になってやっていかなければならない、こういうことで今宇宙開発事業団法案というものを政府が提案して審議をお願いしておるわけでありまして、そこで、いまお話の宇宙開発委員会の委員、これはみな有能な方で、非常に御勉強願っているのです。が、この方たちを常動にしたかどうか、常動にするようにという両院の御意見がありました。が、私もこれをやりたいと思つたのでありますが、本年は行政機構簡素化の強い要請がありまして、遺憾ながらこれを実現することができなかった。この点はまことに残念に思つておりますので、今後におきましては、できるだけこの目的を達成するようにいたしてまいりたい。かように思つておるわけでありまして。

○鈴木強君 行政機構の簡素化などということ、こういうところに出されては迷惑ですよ。私も、委員会はつくつたけれども開店休業で委員の手当なんか少し出してお茶を濁しているような委員会は、そんなものはやめたい。少なくとも

宇宙開発に対するあなた方総理以下平和擁護目的のために本腰を入れて宇宙開発に乗り出すというなら、そういうところの委員会をつくり、その委員を常動制にして、相当な報酬を出してやるということに決して国民は文句言いません。間違つてますよ。簡素化なんという、どこで言い出したか知りませんが、政府はそんなことを考えているのです。こういうきわめて時宜を得た適切な助言に対して、何か、政府みづからが、行政簡素化の線があつてなんというのをやらねばならない、われわれ一体どうしたらいいんですか。これは国会の意思ですから、その意思も無視されてしまうというふうな、そんなばかな話はないですよ。この「宇宙開発体制強化の必要性について」という科学技術庁の四十二年十二月のパンフレットを拜見しますと、なるほどあなたの方でも宇宙開発委員会の強化の必要性というものを述べて、この中で、四人の委員を二人ふやして六人にして、そのうち二人を常動とすると、まあ一歩前進ですね。段階的な強化を考えている。これならいられなかつたわけですか、ことしの予算の中で。だから、全然やる気なかつたわけじゃないのです。ね、あなたのほうも。二人ふやして、二人を常動にするという、そういうのはあなたのほうできめたのでしよう。それならいられなかつた。まことに遺憾千万じゃないですか。そんな行政機構の簡素化もへつたくれもないのです。それは大臣としてわれわれ委員の意思に沿えなかつた、率直におわびしたらどうですか、国民に対して。私はやりたいと思つたが、できないならできないと、将来は命をかけてやるとか、そのぐらいのことを言つてもらわなければ話になりませんよ。われわれはいろんな意味において、政府の言うことを聞いておりまして、そのときに発言をされて、その場で済んでしまふ。あと見ると、来年度予算には何にも必要なものをやってくれない。そんなばかな話はないです。ぼくは大臣に期待しているのですがね。そういう点についてはもう少し政府の

中でもがんばつてもらつて、やらなければ困るのです。これはどうですか。

○国務大臣(木内四郎君) いまのお話の点、まことにごもっともでございます。私も、いまお読みになりましたその書類にありますが、そういうことの実現をはかるために、まあ極力努力したのでありますが、微力で、そこまでいきませんで、さつき申しましたように、今後におきまして、すみやかにその実現をはかるようにひとつ努力してまいりたいと、かように思つております。

○鈴木強君 科学技術庁長官は、日本の防衛庁がナイキハークリーズ等ミサイル兵器を国産化しておるといふことは知つておりますか。

○国務大臣(木内四郎君) 私は、実はその問題、所管違いでもありますし、承知いたしておる。が、しかし、私どものほうでは、あくまでも私どものほうの宇宙開発は平和利用でありまして、そういう点とは関係ない、かように考えております。

○政府委員(石川晃夫君) たゞいまの大臣の御返事を補足いたしますが、私たちの承知いたしておりますところは、ナイキにつきましては国産化に進んでおるといふに聞いております。

○鈴木強君 実は、これはまあ私の心配ごとであらばいいわけですが、やはり有力な考え方が流れている中に、政府の宇宙基本法というものが早急に進まないその理由の中に、わが国がナイキハークリーズ等ミサイル兵器の国産化に踏み切つておりますから、始めておりますから、それとの関連で、それを阻害するがごときような立法化についてはどうも慎重でなければならぬというふうな、これは憶測といひます。観測といひますか、そういうふうな見方も一つあるわけですよ。私は、だからさっき、ほかにありませんかと、こう伺つたのですが、そういうふうな御懸念は毛頭ないというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(石川晃夫君) 私たちが現在行なつて

おります宇宙開発につきましては、そのような点は全然ございませぬ。

○鈴木強君 これは大臣あえて答弁をしませんでしたから、答弁者にはたいへん失礼な言ひ分ですけれども、おそらくこれは重要な国策の一環としての問題だと私は思ふんです。科学技術庁長官が、少なくともミサイル兵器の開発そのものは別としても、少なくともナイキハークリーズが国産化をされておるかされておらないかということについても明確な御答弁がでなかつた。それから、そういうことは所管外だからわからないと、こうおっしゃつたんですが、やはりこれは科学技術との関係で切り離せないことだと思ひます。もし、科学技術庁長官が全然知らぬうちにミサイルの開発がそういうところで行なわれたということになったら、これは問題じゃないですか。どうですか。

○国務大臣(木内四郎君) 私は先ほど、これは私どもの宇宙開発と関係ないということを一言申し上げましたので私はお答えしなかつたんですけれども、これは防衛庁のほうにいていろいろなことを計画しておりますし、この問題はいま政府委員からお答えしましたように、私どもの宇宙開発の問題はあくまでも平和利用であり、軍事目的に使うものじゃありませんので、これには関係ない、かように申し上げたいと思ひます。

○鈴木強君 私は、この点の一つの重要な今後に残された課題に思ひますが、お話のように、平和利用の目的というものについてはどうも変わりが無いというこの崇高な精神をあくまでも堅持して進んでほしいと思ひます。

それから、基本方針をお伺いする前に、国際的な政治問題としてわれわれが昨年問題にいたしました例のジョンソンメモのことですけれども、これに対して日本政府はアメリカに回答を出しておりますが、特にこのDの項に、「米国の協力から生ずる技術または機器は、いかなる方法によつても、またいかなる状況のもとでも中共またはソ連に移転されず、また日米両国政府の共通の輸出



政策に基づいて相互に合意されない限り、その他の第三国へ移転されないこと」というのがアメリカ側のメモの中にあるわけですが、この中に、機密の保持の問題とか、いろいろ表面に出ておらずとも、あると思うんですね。それからインテルサットの会議でも問題になっておりますね。アメリカがロケットを貸して、アメリカのロケットで、たとえば日本がアジア地域向けの通信衛星というものを打ち上げる、あるいは放送衛星というものを打ち上げる、そういう場合に、アジア地域をエリアにした場合にアメリカはロケットを貸さない、アメリカの貸したロケットでやったものは、その国内における通信に利用する、こういうような意見も出てきておりますね。

これらの問題と関連をして、日本政府は特別なこの点に対する新しい立法措置をとることは考慮しない、こういうことで回答を昨年の十二月二十三日にやっておりますから、われわれも、よくやっていた、こう思っておったんですけれども、その後平和目的のためのアメリカの協力の体制とか、あるいは技術、機器の問題とか、ロケットの問題も含めて、こういうメモに関する話し合いというものは、その後詰まって意見一致したということはないわけですか。アメリカの日本に対する衛星本体とロケット開発に対する支援協力というものは、これはアメリカもむしろやろうと言っておるんですが、限界がどこにあるのか、いろいろ問題があるでしょう。機密の問題もからんでますね。そういう点は、概括的でもいいんですけれども、これはまだ煮詰まっておらないかどうかですね。問題点があるなら、その問題点をはっきり言ってもらいたいと思います。

○国務大臣(木内四郎君) ジョンソン・メモ、それに対する回答、その後の交渉の問題について御質問がありました。私も、いまお話をあげましたようにアメリカのロケットを借りて打ち上げるなどということは考えておらない。アメリカからいろいろの技術上の援助があることはあっても、イギリスやほかの国のようなことはしたくない。

い、私どもの開発したロケットで衛星を打ち上げる、こういうことをやりたいと思ひまして、いろいろ心を砕いておるわけでありまして、アメリカのほうの申し入れはジョンソン・メモでござんのとおりであります。しかし、私どもはそれをそのまま受けておるわけではないのです。結局、私どものほうとしては、一番大きなのは、先刻お話ありましたように、われわれが機密保護のために法律をつくるようなつもりはない、こういうことをはつきり十二月の返事で言っておる。その返事の中に私どもの考えもある程度披露しております。ただ、向こうがまあ言ってくれましたので、これを多として、じゃあ今後どう交渉しよう、こういうことを答えたわけでありまして、それに基いてこの春以来交渉をしておる。ほぼ妥結に近いところまでいっておるわけでありまして、いま外交交渉の最中でありまして、これを公表するわけにはいきませんけれども、しかもこれは妥結するということになりますれば、これはもちろん皆さん方に公表したい、かように思っております。

○鈴木強君 まあ、抽象的にはわかりました。そこで、アメリカのロケットを借りて衛星を打ち上げるといふようなことは毛頭やらぬ。それはそれでしよう。そうでなくちやいかぬと思ひますが、ただ、ロケットの開発あるいは衛星の開発については、いろいろと、アメリカの支障のない限り、その技術の成果を日本が教えてもらおうということ、これはまた当然なことだと思ひます。しかし、どこまで教えてくれるかは、これは別ですけれども、私は先般郵政省の電波研究所を見学して、衛星の中が、地球から何万キロ行つてから、太陽の光がどうなるとか、乗っている人がどうなるのか、気圧がどうなるとか、そんなことを盛んに研究しておりました。ちよつと調べてみると、こんなことをここでやらなくても、アメリカさんにはもうすっかり研究しているのだから、それぐらいのことは向こうに聞いたら、そういうところへ

使う金は省けるのじゃないだろうかというふうな気がしたわけですね。しかし、これは技術ですから、公開をどこまでやるか、国際協力なんということを言っておつたて、それはわかりません。そこにソ連とアメリカのまた激しい競争が追いつ追われつでやつておるのじゃないかと思ひますけれども、ですから、一方で、お世話になりません、お断りしますと言つても、やっぱりそういうなし得る可能な技術援助というものは当然これはやられるわけでしょう。そういうものについての話し合いというものは、このジョンソン・メモの中にもこれは関連があるわけですから、そういう部分だけは日本としても、どうしようとかいうような態度があるわけですか。そういうことを私は聞いています。

○国務大臣(木内四郎君) お話のとおり、そういういろいろな方法、向こうから援助を得る項目について、どう扱うかというのを両者で相談いたしました。ほぼ妥結に近いものまでいってございまして、遠からずこれが妥結になりますれば、これはもちろん公表したい、かように考えております。

○鈴木強君 それでは、次にお伺いしたいのは宇宙開発の基本的な方針ですけれども、基本方針についてはまだ國際的に何か問題が残つておるに長官おっしゃつたのですが、これについては宇宙開発審議会あるいは委員会が非常に勉強していただいて、一つの案を政府に答申をされておられます。これから事業団がスタートして、一体何を最初にやるのか。それには、宇宙開発に対する基本方針というものをやはりちゃんと政府がつくつて、その基本方針は長期のものであるか中期のものであるか私は知りません。いずれにしても、基本的な方針をつくつて、それにのつとつて年度別に、第一次、第二次あるいは第三次になるか、長期あるいは中期の計画をつくつて動きだしてい

ただかなければ、ただ事業団をつくつて人を集めてみたところで、基本方針のない中に私は仕事は進むわけはないと思ひます。宇宙開発審議会に諮問を

した四十二年十二月二十日の答申、さらに宇宙開発審議会が積極的に建議した昭和四十一年八月三日の「人工衛星の打上げおよびその利用に関する長期計画について」、この二つの内容を拝見しますと、かなり具体的な問題について建議しておりますね。

そこで、ここではつきり伺ひたいのは、これから事業団をつくつて、一体宇宙開発の基本方針は何なのか。その目標は一体どこに置いているのか。これは衛星本体の開発の問題が出てきます。これは科学衛星と実用実験衛星と二つありますから、一体これはどういふふうにしてこれを開発していこうとしているのか。電波、天体放射線、粒子線の観測、これは科学衛星。気象、航行、通信、測地、これらの方面における実用実験衛星。こういうものを一体どういふふうにして計画していこうとするのか。年度別にどうなつていくのか、聞きたい。

もう一つは、それを打ち上げるための大事なロケットの開発です。この研究というのは一体どういふふうになつていくのか。これは衛星の打ち上げるために、科学衛星のほうはMロケットでやらない、静止衛星のほうはNロケットでやりなさいという答申があるようです。そのほか、打ち上げる場所、地上試験施設の整備、それから誘導装置ですね、コントロール、こういうものを含めて、一体どういふ計画でこれをやろうとしているのか。それから、その計画を実施するためには、一体金は政府はどれだけ出してこれを本物にしやうとおっしゃるのか。そういう大綱をひとつきょうここで明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(木内四郎君) 御案内のとおり、この宇宙開発は非常に急速なテンポで進んでおるわけですね。そこで、あまり遠い将来のことはなかなかこれを見通すことはできませんけれども、宇宙開発委員会におきましては、さしあたり今後十年間、十年ぐらゐの先を展望いたしまして、そうして当面五年間ぐらゐのところを一体どういふふうにするか、こういうことを研究して、近くその開

発計画の答申を出していただくということになっております。この答申が出ますと、それに基づいて今度総理大臣が開発計画というものをきめることになっておりますが、昨年の予算編成の当時に宇宙開発委員会から出されたところの意見によりまして、まず当面は四十六年に電離層観測衛星を打ち上げる、四十八年度には実験用静止衛星を打ち上げる、これを当面の目標として、去年の十一月にそういう案を出してもらったので、それを目標にしておるのですが、その根本的なものはいま宇宙開発委員会において審議しておられまして、近く答申を得る。それに基づいて、さっき申しましたように決定をする、こういうことになっておるのです。

なお、詳細の、場所とか予算とか、そういう問題につきましては、政府委員のほうから答えてきたいと思っております。

○鈴木強君 いや、ちょっと待ってください。そのうする、あれですか。まだ基本方針というものは、いまおっしゃったように、十年ぐらいのことを考えて、とりあえず五年ぐらいの、どうするか委員会のほうで考えてもらっているのだ、したがって、まだこの事業団法を国会に提案する段階においては、国民の前に基本的な宇宙開発の方針、基本方針すら明らかにできないということですか。

○政府委員(石川晃夫君) 答えたいします。

この宇宙開発計画につきましては、一昨年までは、宇宙開発審議会におきまして日本における宇宙開発の計画を立ててまいりました。そうして最後に、四十二年の十二月二十日に第四号答申というものをもちまして、当面の計画の大綱について答申があったわけでございます。その後、昨年宇宙開発委員会ができてまして、それによりまして、昨年の暮れは四十四年度の見積もり方針というものを立てました。それも、この四号答申を受けましてその見積もり方針を立てたわけでございます。さらに詳細な点につきましては、ただいま宇宙開発委員会におきまして開発計画を策定いたし

まして、近くこれができ上がる予定でございます。

○鈴木強君 そうすると、やっぱりできてないんですね。宇宙開発計画策定の基本方針、これは策定をするための基本方針、というものが四十二年十一月二十日に定められて、これをずっと押見して来ますと、最後に、四十三年十二月からこの仕事を始めれば、大体三カ月ぐらいで結論が出る。したがって四十四年三月までに終わることを目途にして審議をやる、こういうことであるわけですから、当然、皆さんが国会に事業団法を提案して御審議を願う、こういう段階において、それに間に合わせるべく作業を進めてもらったと思うんですね。ところが、今日に至ってまだ具体的に、いま私が指摘したような問題については一体何年度にどういうことをやるのか、四十六年度と四十八年度と大まかなところを大臣言っておりましたが、その程度のことしかわからないんですね。一体お金を幾らぐらいつぎ込んで実際に積極的にやるかということすらまだできてないんですね。宇宙開発委員会は去年できた。それは去年できたでしょう。しかし、その前に宇宙開発審議会というものがあって、りっぱな答申をここに出して「宇宙開発の目標を達成するための計画における基本的事項」、その中には、人工衛星の開発と打ち上げ、それからロケットの開発では、科学衛星、静止衛星、打ち上げの場所、地上試験施設等の整備、追跡網の整備、全部こうしたらいいですよという大事な答申があります。四十一年八月三日にも基本的な建議を積極的に審議会にしている。この内容についても大体大同小異だ。そういう答申を得ておきながら、二年も三年も、どっち向きのかわからないようなことをしておって、そしていまわれわれが審議をしようにする段階で、事業団ができて仕事はどうなっていくのか、そのこと自体国民に示すことなくして、こんな事業団法を出すなんて、もつてのほかですよ。何をしているんですか、皆さんは。

○国務大臣(木内四郎君) いまお話しになりましたような過程を経まして、そして昨年の暮れに、さつき申しましたように、四十六年には電離層観測衛星、四十八年度には実験用静止衛星、これを打ち上げるという方針をきめまして、それを基幹として今後この開発を進めていく、こういうことをさつき申し上げているわけですが、詳細なことは、ですから政府委員のほうからお話をさせる、こう申し上げておるわけですが。

○政府委員(石川晃夫君) 補足いたします。

ただいま先生おっしゃいましたように、確かに当初の計画といたしましては、この三月に間に合わせるように委員会の方で検討を開始したわけでございます。ただ、これは従来から四号答申に至りますまでの間相当具体的なものが出ておりますが、この事業団が発足する時期におきましては、もつとより具体的な内容を持たなければいけないということ、ことと進んだわけでございます。そのために、昨年の十二月に開発計画総合部会、ロケット開発計画部会、人工衛星開発計画部会、この三つの部会をつくりまして、それぞれ検討を進めたわけでございます。しかしながら、やはり検討を進めるに従っていろいろ困難な点が出てまいりました。したがって、現在の状態に思想というものがまともな状態で、現在の状態におきましては、大体骨子についてはでき上がっているわけでございます。現在事務局のほうでその骨子をもとにいたしまして原案を作成中でございます。これもほぼ完了に近い状態でございます。今後は、この原案をそれぞれの総合部会、ロケット部会、衛星部会に返し、その最終的な検討を求めまして、その最終的な検討が済みました段階におきまして、それを宇宙開発委員会におきまして検討いたしまして、最後の計画策定という段取りになっております。大体今月の下旬を目標として作業を進めている次第でございます。

なお、先ほど御質問ございました経費の件でございますが、これは、詳細はまだ詰めておりません

んが、事務局のほうで従来からの計画を試算いたしましたところ、Qロケットの開発を含めましてNロケットを開発するまでには千数百億円の経費がかかるような計算になっております。詳細につきましては、ただいま検討をしております。この宇宙開発委員会におきます計画が固まりまして経費というものが算出されてくるというふうに考えております。

○鈴木強君 これは大事なことです。私は少し詳しく何とおるんです。これは基本ですからね。そうしますと、開発計画総合部会、ロケット開発計画部会、人工衛星開発計画部会、この三つの部会を宇宙開発委員会の中につくったわけですね。これはおそろしく省令かなにかに基づいてやっていると思いませんか、そうすると、そこで大体固まったら、したがって委員会を開いて、そこで一つの結論を得て——これは開発委員会でしょう、委員会というものは、今度それは内閣総理大臣、まあ共管になっているから郵政大臣ですか、そういうような皆さんの承認を得てきまらなければ、その前に閣議の段階というのがあるんです。そして、たとえば十年計画であるならば、前後の第一期五年計画として、とりあえずこれだけのことにしては何年までに、こういうふうにして衛星本体とロケット、地上設備、追跡網、こういうものを全部やる、第二期目はこうする、こういうことで、金についても、前段は何千億、後段は何千億、こういうことを閣議において了承を得て閣議決定としてスタートするようになるんですか。それは私はそうしてもらいた

○国務大臣(木内四郎君) これは、閣議の了解というふうなこともあるでしょうが、閣議の決定じゃないです。総理大臣がこれを承認してきめなさい。こういうことです。この開発委員会の答申を得まして、それに基づいて総理大臣が基本方針をきめる、こういうことになっております。

○鈴木強君 それは形式的なことですか。決定が了承知らぬが、少なくとも私の言うのは、



それだけちゃんとしてもらっておかなければ、長期計画として国全体が取組んでいくという、そういう体制の中でやらなければ、あの原子力船をつくるに当たって、そうじゃないですか。中途はんばな予算を組んで、途中から金を二十億かふやさなければ造船界が相手にしないじゃないですか。そんなばらばらな、ばかばかことをやっているんですよ、役人さんというのは。だから、そういうところを閣議でもって、きちつとしていただいて、動かして得ないものとしてやっていただきたいという事です。総理大臣が主管大臣ですから、最高の人ですが、しかし、閣議全体として閣僚諸君の協力を得て予算等についてもきちつとやっておきまさんと、判こ押してみなければ、また四十五年度の予算の編成になったら、ちよつと多いじゃないか、非常勤でもいいじゃないか、こうやって、だんだん削られていくんです。だから私は、当初の計画は閣議に報告して、閣僚諸君の了承を得た上でやってほしいと言っているんです。これは手続のことですから。もししなければ、これはものになりませんよ。

○国務大臣(木内四郎君) その効果があるようにするために、むしろ関係閣僚等の十分了解を得なければならぬと思いますが、形式は、さき私が申しましたように、総理大臣が委員会によって基本計画をきめるということになっております。その点はひとつ御了承を願います。

○鈴木強君 形式はそうでしょうけれども、形式にこだわらずに、ひとつ長官という、国務大臣として、やはり計画が間違いないで遂行できるように最高の御配慮だけはしておいてください。もしなければ、どうもほくら怪しいように思います。

そこで、そうすると、われわれは残念ながら、この法案を審議するにあたって、そういうふうな基本的な考え方がよくわからないんですけれども、おおよそ宇宙開発審議会の四次にわたる答申、あるいは宇宙開発審議会の四十一年八月三日の建議等を体して、これにさらに実をつけ肉をつ

け枝をつけていくと、こういうふうに理解をしてよろしいですか。

それから、もしお差しつかえなかったら、われわれはいま各部会において結論を得たものについて、内容を、資料をもらいたいのです。そのこと、どうでしょうか。

○国務大臣(木内四郎君) もちろん、宇宙開発委員会におきまして開発計画を最終的にきめるにあたりましては、従来の、いまお読みになったようなことを頭に置いて、これを基礎にしてさらに努力をしてまいっている、かように思っておりますが、いまはまだ研究の最中の段階でありまして、いまこの段階でこれを外に発表するというわけにはまいりません。これは、きまればもちろん発表することにいたしたいと、かように思っております。

○鈴木強君 まあ、そういう公式的な申し開きをして、これから法案を審議させるようなことはしてほしくないですよ、私は率直に言って。そんなばかなことじゃ、われわれは審議ができないんですよ、率直に言って。そう言っておなかがんばるんですから。出さぬと言つてあなたが出せと言つてみたつて始めらぬわけですから。われわれは、何だかわからぬけれども、事業団というものをつくろんだ、しかし、どつちを向いていくのかよくわからぬ、これからの勝負だ、こういうふうなことにならざるを得ないので、多少無責任な私たちは審議をしないかならぬのですけれども、これからの審議の中でこんなことは二度と再びやってほしくない。これははっきり私はあなたに申し上げておきます。

それから、郵政大臣においでいただきましたが、アメリカのロケットを借りて衛星を打ち上げることが日本国政府はやらぬと、こういうことが方針のようですが、そこで、通信面を考えると、放送衛星あるいは通信衛星、こういったものはいまアメリカの力を借りてかなり国際的にも日本の通信というものは押えられていると思うのですね。そこで、これからデータ通信その他いろいろと多様化する通信政策というものが迫ってくると思ひますが、そうすると、この放送衛星を含めまして、日本の独自のロケットにおいて静止衛星が、三万五千キロ、赤道の上に静止するようにな、そういうロケットの開発というのは一体いつごろできるというふうに判断をされておられるわけですか。自前によって打ち上げられる通信衛星、放送衛星というものは一体いつごろから具体的に入るのか、その見通しはどうなんですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほど木内長官からお答えがございましたように、電離層衛星というのは昭和四十六年に打ち上げるべく一两年前から予算がついておられるわけですが、それから引き続きまして、四十八年に実験用の静止衛星を打ち上げる、こういうことで、ことしから予算がつき始めたわけですね。ロケットの開発は、これまでは、科学技術庁でおやりになる、それから通信衛星そのものの、つまり星のほうの開発は郵政省でやる、こういうことに分担をきまましてやっていたわけなんです。今度いよいよ実験用衛星が開発段階に入りまして、そういうことではいかぬ、一緒にやるべきではないかということ、今度の事業団法ができたわけでございますから、ロケットの開発自身は従前どおり科学技術庁の方々が中心になっておやりになる、もちろん事業団へお入りになりますけれども、そういうことになるわけでございます。私からは、そのロケットの開発は四十六年あるいは四十八年に予定どおりのかと言われましても、正確なるお答えはできませんが、これまでの御連絡では、十分成算がある、こういう御連絡がございまして。

○鈴木強君 まあ、四十六年に観測用の衛星、それから四十八年に実験用衛星、こういうふうなこととんですけれども、私はいま言ったように、基本的な計画も、具体的な計画も、さっぱりその程度のことしかわからないわけですからね。そこで、一体四十六年にそれが実現できるのか、四十八年に実現できるのか、予算的な措置についてはどうなのか、さっぱりわかりませんからね。自信

がさっぱりないのです、私は。だから、質問するのやめようと思つていまいるわけですが、でもね。実際四十八年に実験用衛星を打ち上げるといって、みても、はたしてこれがそのとおりいくのかどうなのか。一方には、多様化する国際通信網、すでに太平洋ケーブルでは間に合なくなつた。衛星を借りていま盛んにやっている。これは他力本願、人さまのものを借りてやっている。できれば自分で打ち上げたい。放送においてもそうです。VHF、UHF、いろいろと行き詰まっています。こういう電波界あるいは通信界のせつぱ詰まった困難を一体どう解決していくか。ただ単に、衛星を飛ばして月に行くだけじゃないですよ。こういう緊急事態について科学技術庁はどういう自信を持っているか。四十八年までロケットはちゃんとできるのですか。私は資料が何もないのですからね。ただ皆さんの感じを聞くだけだ。

○政府委員(石川見夫君) ロケットの開発状況でございますが、従来は、御案内のように、わが国におきまして独自の開発を続けてきたわけでございます。ロケットそのものにつきましては、東京大学が昭和三十年から開発をいたしております。これも、ロケットそのものに対する技術的成果は相当得ているわけでございますが、ただ、これを衛星を乗せまして軌道を回すというふうな問題、あるいは将来静止衛星として静止軌道に打ち上げるといふ点につきましては、技術的にはまだ非常に不十分でございます。しかし、このたびこの宇宙開発につきましましての一次的に開発を行なうという線を出しまして、従来からの総力を結集していくといった点につきましては、今後の技術開発というものに進み方が相当早くなるといふことを期待しておりますが、従来からの私たちのロケット開発におきまして、やはりわが国の内部だけに留めておきまして、関係もありまして、やはり技術的に外国の技術に比べて劣っている点もございまして、したがって、私たちも外国の進んだ技術というものを導入いたしまして、そうして外国において過



のか。その辺も含めてひとつ電電公社とNHKから伺っておきたいですね。

○説明員(黒川広二君) お答えいたします。

人工衛星の開発一元化という趣旨から見まして、電電公社としては、このできますところの事業団にできるだけ協力するということは申すまでもないわけでございます。しかしながら、衛星そのものに使います技術を考へてみましても、たとえばミリ波というものは、これは衛星だけに使うものではなくて、地上でもたくさん使うという種類のものがございます。先ほど電波監理局長からお話がありましたような、そのような基礎的な研究開発というものは私のほうでいたしまして、実験通信衛星そのものは事業団に終始協力いたしまして、事業団のほうでやっていたら、それからまた、これを実際に使います場合の問題、これもいま通信方式その他いろいろたくさんございまして、これは衛星そのものとはあまり関係ございせんので、それは私どものほうの研究機関で研究する。通信実験衛星は宇宙開発事業団、実用通信衛星は、私どもだけではないのであります。従来、機関でやっていくというふうな考えで現在おる次第でございます。

○参考人(野村達治君) お答え申し上げます。

NHKといたしましては、基礎的な面と、それからこれを利用するものと、二つの面があるかと思っております。従来は、基礎的な面といたしまして、放送衛星の利用というふうなことから考へて、システムというふうな研究と、それからどうしても衛星開発に必要であるかと思うような部品の問題と、その利用法をやっておいたわけでございまして、これからの問題としまして、やはりこれから放送用の衛星といたしまして利用するというシステム、そのシステム研究というふうなものは私どものところでまずやっておかなければ、たとえば実験通信衛星ができて、その先の問題が残っておるかと思っております。したがって、基礎的な面は私のほうで行ない、それから開発的な問題につ

きましては出資という、そのことで考えていきたいと存じております。

○鈴木強君 この事業団がロケット開発研究と星の研究をやってもらうわけですけれども、いざロケットで打ち上げた星の利用については、これは事業団はノータッチというおかしなわけですけれども、あまり関係ないということですね。それはもう、放送の面だけならNHKさん、通信の場合は郵政省、電電公社、こういうふうに、事業の面はあまり事業団とは関係ないわけですね。

○政府委員(石川晃夫君) この利用の面につきましては、当然、宇宙開発を行ないます段階におきまして、衛星の利用面というものを考へなければ、この開発はできないわけでございます。しかし、この利用につきましては、これは地上の施設と組み合わせて密接な関係がございまして、地上の施設との関連性におきまして利用というものは利用主体において行なうということを考えております。

○鈴木強君 そうなりますと、これはもう、こちらは私、こちらはあなたと、二つが二人三脚でうまく進めばいいんだが、利用側の受け入れ体制はいろいろと研究をして早くできちゃった、ところが、ロケットの開発がおくれ、星の開発がおくれ、打ち上げがおくれたとなると、そこに必要なものが出てくるわけですね。それで、一番大事なことは打ち上げですから、地上局をつくって、これをどういうふうなマイクで引くって、国民の利用の便に供するか、平和的に。こういうことはNHKなり電電公社が積極的に行なうと思ひます。研究所を総動員して。ところが、大事なほうの本案がこれ、倒産したんじゃないか。あるいは足踏みされちゃつちや困るわけだ。そこに私は、事業団をつくらした面における、利用面における問題があると思うんです。ですから、そこをどういうふうにしてうまく運営していくかというところは、法律的にはこれは別なんだな。管理についてね。ですから、そこをどういうふうにするか、放送、通信は、さっき私が申し上げたやう

に、一刻も早くやってもらいたいわけですが、需要はどんどんふえてくるし。NHKは独自の立場で打ち上げるんだという前田構想があったわけですが、いざ、どうですか。野村さんはその辺の専門家だ。黒川さんも専門家だと思ひけれども、そこらの見通しはどうでしょうか。四十六年、四十八年という話は出てたんですけれども、大体間違いないところまでいく自信がございませう。技術者として教えてください、参考に。

【委員長退席、科学技術振興対策特別委員会理事矢追秀彦君着席】

○参考人(野村達治君) お答えを申し上げます。たいへんむずかしい御質問だと思ひますが、私もといたしまして、非常に順調にまいりますなうらば、実験通信衛星というものは、四十八年というふうなことは十分やれると考へております。ただし、いろいろむずかしい問題はあろうかと思ひますが、ことに大きなシステムを開発しなければならぬという意味で、かなり外国からの助力をのを得てやられるということで、この点さらにうまいくならばやれるであらう。したがって、それに引き続きましてさらに大きな、たとえばわれわれのほうの考へておりますような放送用の衛星というものにつきましても、それに引き続いて進められるものと考へておるわけでござい

ます。

○鈴木強君 電電公社、どうですか、黒川さん。

○説明員(黒川広二君) お答えいたします。

ただいま科学技術庁のほうでいろいろお話がありまして、ロケットの推進につきましても格段の御配慮で準備なさつておる様子でございまして、私どもといたしまして、ぜひ四十八年ごろまでに最初の実験通信衛星が上がるものと確信をしております。

○鈴木強君 郵政大臣に、アジア地域通信網の建設のことで、先般のインテルサットの政府間会議の問題との関連でちょっとお尋ねしておきたいのですけれども、ジョンソン・メモからすると、アメリカは積極的にロケットを日本に貸して打ち上

げをしてあげましよう、一個で何ぼですか、十億ですか、何かそんなうな話があったようですけれども、この前のインテルサットの政府間会議の場合に、アジア地域通信網の確立について日本政府が権利を留保したということなんです。これはインテルサットが組織を持っております。このインテルサットの組織の中で日本が従うということを前提にして打ち上げに協力してやろうと。ただし、その場合に、アジア地域を対象とする地域衛星的なものについてはだめですよ、国内に上げるものであったらよろしいと、こういうふうにしてその際述べられたものでしょうか。その点、ちょっとはつきりさしてもらいたい。

○国務大臣(河本敏夫君) 御承知のように、ことの二月から三月にかけてインテルサットの本協定を結ぼうという会議がアメリカでございまして、その会議に臨む日本政府の基本的な態度といたしまして、第一、先ほどお述べになりましたような地域衛星を日本が打ち上げる権利を留保するということを強く主張したわけでございまして、日本と同じような立場をとっております。国は、ヨーロッパは大部分そうでございまして、それからアジアの国々の中でもわが国を支持するものも二、三ございまして、まだPRが不十分でございまして、二、三以外のところは完全な了解を得ておりませんが、日本の立場を支持するところと、二、三ございまして、そういうことでございまして、アメリカ側の意見は別といたしまして、議論が非常に分かれて、この問題はまだ結論は出ておりません。そこで、今月から一回予備会議を開こう、そして十一月に本協定を結ぶための第二回会議が開かれるわけでござい

ますが、それまで何となくしてまともなようじゃないか、こういうことで、今月末からもう一回相談することになっております。私のまあ見込みでは、必ずしも地域衛星とインテルサットの協定が共存をしない、こういうふうな感じではないではないか、しんぼうよく交渉すれば、ヨーロッパの立場も日本と同じでございまして、あるい



いったようなことがいわれておりますが、昔からよく日本のことばに「天網恢恢疎にして漏らさず」というのがありますが、私は、できるだけ宇宙というものの対する概念を広く考えていくということを考えていけば、宇宙の定義そのものについてあまりどうも定義しがたいという問題も解決するんじゃないだろうか。これは全くしるうとの感じなんですけれどもね。宇宙条約さへ四十カ国がすでに締結国になって現存しておる中で、宇宙の定義が実は国連においてもまだ確定しないのだというお話なんですけれども、もちろん、そういうこともあると思いますけれども、しかし、さればといって、じゃ、宇宙という問題についての定義が国際間に疑義なく一つの統一見解として決定するのは一体いつかということになると、これはまた明確に将来を見通すことは困難だと思うのです。そうだとすれば、実際問題として、今日考えられる宇宙というものの対する考えというのは、やはり定義は定義として一応明確にすべきじゃないか。その上に立って、宇宙開発基本法というものについてもこれは一日も早く制定すべきではないか。

それから大臣の御答弁を聞いておりますと、国会において超党派的に相談を願って、ぜひひとつ結論の早く出ることを期待するというお話なんです、民主的にそういう形で決定されていくことは好ましいのですが、やはり科学技術庁みずからが一つの見解というものを持つべきです。もちろん、われわれ超党派的な立場で、国会の場において協力をすべき超党派的な問題だと思いますが、その所管庁である科学技術庁そのものが、先ほどからの御答弁を聞いておりますと、何か私は、こう他力本願的なふうにしかな受け取れない。これは非常に残念だと思ふのです。まことに謙虚であられることはけっこうだと思ふけれども、やはりせっかく科学技術庁をつくったのも、日本の科学技術のおくれというものを何とか取り戻そうというところで、科学技術庁がおくれればながら戦後発足し、目下のところ、開発問題は宇宙だけに限らず、たいへんな各方面の開発問題をかかえて、私はまことに御苦労だと思ふます。宇宙開発基本法の制定にあたっては、まずこの定義の問題について、そこらのところいろいろ諸説もあるようでありますが、どういったところにきめかねておるのか、少し専門的な問題になるかと思うんですけれども、研究調整局長のほうからでもけっこうですから、ひとつ御答弁願いたいと思ふます。

○国務大臣(木内四郎君) 基本法制定の必要なことは、かねて昨年の宇宙開発委員会設置法案御審議の際に、こちらのほうでは当時の内閣委員会、衆議院では科学技術振興対策特別委員会において決定がございまして、私もその必要性を痛感しておる。したがっていまして、科学技術庁としてもこの御趣旨をどういふふうに施策する場合に織り込むか、あるいはその対象をどうするか。そのうちには、いまの定義の問題、難問が一つあるのです。が、そのほか、基本的な政策についてどういふものを盛り込むか、いろいろな問題があります。で、そういう困難なことを衆議院のほうへ御説明いたしましたところ、それなら自分たちのほうでひとつ小委員会を設けて検討しよう、超党派的にこの問題はひとつやろうということでおやりになった。われわれとしても、それに対して積極的に御協力しまして、なるべく早く案をつくって、この法律が制定されるようにしたい、かように思っているわけでありまして、決して他力本願ではなく、また逃げているわけでもないものであります。ただ、定義の問題、いまお話しのように、条約は、宇宙に関する条約、月その他の天体に関する条約は承認して批准しましたけれども、定義というものは遺憾ながら今日までできておらない。それで、国連においても、それじゃ困るというので、その定義の研究をやっていますが、今日なお成果を得ておらぬというやうな実情なんです。したがって、なかなかこの点はいろいろ問題はありますが、困難ですから、その詳細につきましても、いま御参考までに政府委員から御説明させていただきます。

○政府委員(石川晃夫君) 大臣の御答弁に補足させていただきますと、ただいま御答弁されましたように、この基本法の問題につきましては、基本法の対象範囲というものをどうきめるかという問題と、それから基本的な施策をどうするか、どう講ずべきかという問題があるわけでございます。この対象範囲の中に、ただいま御質問ございました宇宙の定義というやうな問題もございまして、また、宇宙利用をどういふふうに取り扱うかというやうな問題、それから開発目標をどのやうに設定するかという問題を織り込んでいかなければ、この基本法をつくりましても、その対象範囲というものを設定するということは非常に困難なわけでございます。

その中の宇宙等の定義について申し上げますと、大抵現在議論されております宇宙空間の定義というものは、大体九つあるわけでございます。その一つといたしまして、大気の組成から宇宙というものを定義しようではないかというやうな意見もございまして、それからまた、二番目といたしましては、流星が地球大気圏に突入するときに光を発します。発光いたします。あるいは燃けてなくなってしまう。その高さによって宇宙というものを、最低限でございまして、それで定義しようではないかという意見。それから、たとえばオーロラのような夜光現象、この夜光現象が起きるといふやうなものについての宇宙の高さをきめようという考え方。それから次は、非常に現実的な問題でございまして、気球が上がる上昇限度は幾らであるかというやうなところから宇宙の最低限度をきめようという考え方。あるいは航空機が飛ぶ限度から宇宙の最低限度をきめようという考え方。さらに、人工衛星が継続的に飛べる高さでございまして、この高さによって宇宙というものをきめるべきではないか。これは人工衛星が一回限りで燃けて落ちた場合は含みませんが、継続的にずっと人工衛星が飛べるという高さでございまして、それからまた、静止衛星の軌道の高さ、すなわち三万六

千キロメートルの高さでございまして、これから以て宇宙と定めるべきではないか、こういう意見もございまして、それからまた、外圏大気とか磁気圏の最高の高さというもので宇宙をきめようという考え方もございまして、それから月から向こうを宇宙というやうに考えてはどうか。このように、ただいま申しましたように、九つほど従来から定義の案が出ておまして、これにつきましても先般の国連の会議におきましてもいろいろ検討されたわけでございますが、いずれの案をとりまして、これがいいか、この手の春行なわれました国連の技術小委員会におきましてもこの点を取り上げられましたが、どうも結論は得られなかつたわけでございます。また、この六月に法律小委員会が開かれるわけでございまして、ここにおいてもこの議題は取り上げられるわけでございまして、ただいままでに承知いたしております情報によりますと、これでもなかなかきめかねるのではないかと、これに聞いております。したがって、この定義というものがまぢまちでございまして、かりにわが国がある一つの高さというものをきめてしましますと、かえって今後その高さがフィックスされまして、将来、国連なりあるいはその他の国際会議で決定されたときには不利な状態を招くおそれもあるというところで、私たち自身としても、これについて決定しかねておるわけでござい

ます。

○久保等君 ちよっと全くしるうとの質問で幼稚な話ですけれども、いまのは宇宙というものの対する概念についての諸説の御披露があつたと思うのですが、よく言う宇宙空間、空間というものは、これおそろく大気圏あたりを含んでおると思うのですけれども、宇宙空間というやうな概念で規定をすればある程度支障がないという感じが、これ全くしるうとの判断で、するのですが、そのあたりどうですか。

○政府委員(石川晃夫君) ただいまお話しいたしましたように、宇宙の利用というものが人工衛星



の利用ということに限られれば、人工衛星の軌道というもので決定されるわけでございますが、しかしながら、この宇宙の利用というものが多岐にわたるものでございますので、ちよつとその点は一がい言えないのではなからうかというふうに存じております。

○森元治郎君 関連。宇宙を考える場合に、抽象的な宇宙とか、物理とか天文学から見た宇宙、そういう分け方を幾らやっても、宇宙には壁があるのかないのかさへわからない。これは世界だれでも同じに考えているらしい。壁すらもないとすれば、やはり、なまぐさい人間社会、国家、すなわち地球との関係、これとの関係でどの辺かというふうな分け方をしない限り、天文学者みたいなことばかり何集まっても理屈を述べていても、これは切りがないので、なまぐさい、次元を低くしてやるように国際会議でやっているのかどうか。

それから、先ほど調整局長は、高さがフィックスすれば将来も高いスペースが問題になったときにそれは古くなるというふうなお話だったが、これは、エスカレーター条項でも何でも、昔からこれ、軍縮なんかの条約でもありましたが、情勢の変化に応じてエスカレートしていくことができるのだという条項をつくれればいいのか、平和的な面、軍事的な面というものがおよそどの程度かというところは、たとえ軍備を持たない日本だって、きょう現在ある程度は想像ができる。そういうなまのエレメンツをたくさん集めて、なまぐさい、次元の低いところへ持つてくるならば、私はできると思う。ですから、あまり雲の上のような話は、宇宙をどうするかという場合、きょう現在はやる必要がないと思うが、そんなふうな日本の代表は国際会議なり何なりでやっているかどうか、それを聞かせていただきたい。

○政府委員(石川晃夫君) ただいまお話しございましたように、そういう考え方でいきますと、ある意味におきましては宇宙というものはきめられると思ひますが、ただ私たち法律をつくります段階

におきまして、現在審議されておられ、さらに近いうちに決定される見通しが相当あるというものにつきまして現時点において決定するということは、またその法律をあとで変えないといけないという問題がございますので、できましては、決定された時点においてそのような定義をわれわれとしてもいっていききたいというふうに考えております。

なお、わが国におきまして、先ほど申し上げました国連の委員会に出席いたしておりますが、この委員会におきましてわが国の考え方としては、やはり衛星というものをある程度考えて、宇宙空間の利用というものは現時点においては衛星というものを考えるべきではないかということまでいっております。

○久保等君 どうですかね。その国連の場合における議論は遠からずまとまるという程度見通しがあるのですか。それとも、そういう九つばかり、学説が何か知らぬですが、説があるとするれば、それこそ小田原評定以上に、もっとスケールは大きいかもしれないけれども、けんけんがくがくの議論ばかり出て定説が生まれないのじゃないかという気がいたします。一方では、科学技術がどんどん進歩するということになってきますと、これまで従来主張してきた考え方もあまり適当でないということ、また新説が出てくるというふうなこともなるのじゃないかと思うのですが、そこらの見通しなんかどうなんでしょう。

○政府委員(石川晃夫君) その宇宙空間の定義につきましては、一昨年の国連の会議以後引き続きこの問題が提起されて、各種の小委員会を検討されているわけでございます。したがって、この問題につきましては、各国ともきわめて深い関心を持っているというふうな私たちも感ずる次第でございます。したがって、この問題については早晩結論が出てくるであらうというふうな私たちも考えているわけでございます。

○久保等君 結論としては、ぜひ宇宙開発基本法というものを、もとへ戻つての話になりますが、早急にやはり決定をする方向で御努力をお願いしたいと思うのです。もちろん、国会の場においても、われわれも、衆議院のみならず参議院の場においても、積極的に研究もするし、また相談もするような方向に持っていきたいと思うのですが、しかし、やはり何と言つても、もちはもち屋ということがあるように、科学技術庁が中心になつて研究もしてもらつて、努力もしてもらわないと、どうもさつきからお聞きしている大臣の答弁では、いささか大臣のお気持ちとは違ふかもしれぬけれども、少なくとも言われておることは、どうも、ひとつ国会のほうでまとめてもらえぬかというふうなお話に受け取れたのですが、ぜひひとつ所管庁としての立場から御努力を一そうお願いしたいと思つたのです。そうでないと、せっかくこういう事業団法ができて、基礎法というものが何かないというふうな形では、あと先になつていくという感じがします。もちろん、事業団を一刻も早くつくらなければならぬという情勢は、これはもう私もよくわかりますし、また、今日の世界の情勢、特にインテルサット等の問題等もあつて非常に緊急を要するということはわかるのですけれども、さればと云つて、基本になる基本法の問題はそのあとでいいのだということではないと思つたので、ぜひひとつこれは、それぞれの立場立場はあるにいたしましても、とにかく重大な問題ですから、科学技術庁のほうでぜひひとつそういうことについて早急に一そう具体的な御努力をお願いしたい。このことを私も繰り返して要望しておきたいと思ひます。

ところで、四十六年度には電離層観測の衛星を打ち上げよう、また、四十八年度には静止衛星を打ち上げようという目標にして、先ほど来、大臣、特に科学技術庁の長官も、自信があるのだというお話だったので、ぜひひとつ予定が狂わないように御努力をお願いしたいと思つたのです。しかし、それにしても、あまりにもその前提となる問題が多いと思つたのです。たとえば、先ほど来やはり言われておりますように、足元の開発委員会そのもの、これもいまの体制では、これは実際御苦労な話だと思ひます。非常勤ではこういふ重大な問題をとても処理し切れないと思ひし、しかもまた、その事務局に当たる研究調整局、これまた、ひとり宇宙開発のみにかかわつておるわけにはいかぬというふうな事務局の実態を考えますとね、こころもひとつ具体的にぜひ早急に解決をするようにしていかないと、気ばかりあせりが足は前へ進まないというふうになる可能性が多分にあるのじゃないかと思つたのです。それで、機構の問題、あるいはいま申し上げた開発委員会の常勤制の問題であるとか——常勤というこゝになつてくれば、思い切つて私は手当等もやっぱり出していくべきだと思つたのです。従来のところは、何か衆議院あたりの御答弁を聞いても、一律二千万か三千万といったような、これは手当のうちに入らないと思ひますね。タクシー代にも、ちよつと遠いところから来ると、ならぬだらうと思つたのです。どうもそこら辺のところ、少しみみち過ぎるのじゃないかという感じがするので、もちろん、機構の問題については、政府のほうで行政簡素化という問題があつたり、定員削減というふうな問題があつて、これは同一に扱われたのだと思つたのですけれども、どうもそこらが、日本の政治、何も佐藤内閣だけを非難するわけじゃないのですけれども、やるときには、みそもくそも一緒にして、とにかく画一的に整理をした簡素化をやることは、これは私は悪い癖だと思つたのです。衆議院のほうでも指摘されたところですから、けれども、やつと小さな、植えたばかりの苗を、そこらの葉っぱを切つたり、枝を、大きな大木と同じように二割も三割も切つたら、これは元も子もなくなるので、元がないのにやはり同じように適用してやつたりするところに、常勤制の問題一つ解決しないのだらうと思つたのですし、事務局の問題なんか、もつてのはかだつただらうと思つたのでありますが、開発局——開発局といつても宇宙開発だけに限らないだらうと思ひますが、さしあたって宇宙開発なら宇宙開発という



それから次に、地域衛星の問題でさっきも質問がいろいろ出ておりましたが、ちょっと気になるのは、やはりジョンソン・メモを中心に、その後話し合いをして、日米の間にほぼ合意に到達する状態になってきているという、さつき御答弁があったと思います。問題は、もちろんそういうことで合意に達することはけっこうなんですが、

ち上げる必要があるのじゃないか。あるいはまた、たとえば航行でですね、船の航海に必要な衛星なんかにしても、必ずしも日本の国内衛星というだけではどうも十分でないというようなことがやはりあるのじゃないかと思うのですがね。したがって、いま申し上げたような面からすると、ひとりと公衆通信に限らない。いろいろ使用目的とい

○久保等君 この第四条に規定せられる方法で資本金がつくられると思うのですが、本年度政府出資の資本金が最終的に幾らになるか。それから、

していいんじゃないかという感じがいたします。  
これがそうじゃなくて、全く一つの慈善事業なん

かやる事業団ならいいんですけども、やはりたいへんな国費を使って、いろいろ近代的な非常に高級な器具、機械、設備といったようなものをつくったり、また購入しなければならぬという事業団であるだけに、私は何か、とかくのうわさをまくようなことにもなりかねないんじゃないかという感じがします。これは一つの私の意見ですが、そういうことを考えると、この運営の面についてはそういうおそれの絶対ないように考えていくべきだと思ひ、したがって、金の出し方についても一つの問題があると思うんです。たとえば、個々の会社から寄付してもらうという形よりは、長官の御答弁によると、経団連かなにか、そういう一つの団体のようなところに出資の方話をしているとか何とか答弁をされておるようなことをちょっと記録で拝見したんですが、要するに、特定の業者なりメーカーなんかとの関係が、このわずかの金を寄付してもらったことによって関係が生ずるということ、これは極力排除しなきゃならぬと思ひます。そういう点で、あまり資金的に助かるという金額でもない、わずかの金をもらうなら、むしろこういう規定はないほうがすっきりしていいと思ひます。前の原子力船事業団とか、その他前例があるんだと思うんですが、どうもこの三号というのは私はあまり適当な規定ではないんじゃないかという気がいたしますが、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(木内四郎君) いま久保さんの御意見のような考え方、確かに一つあると思うんですが、私もどもとして、これはそろばんのとれる事業ではないんです、初めからそこで、多くを期待することはできませんけれども、この国の国家的な大事業に協賛的に資本を出そう、こういうことがあれば、これは拒む必要はない、受けよう、しかし多くはわれわれは期待していない、こういうことを申し上げたんです。そこで、それから、こういうものを出したらそれでくされ縁でもできやしないかというお話ですが、そういうことは決してありません。株主として特別の権利を認めるわけじゃありませんし、それからまた、現有財産を分配するというようなことはあるわけではありせん。特別のくされ縁の生ずることのない、そういう協賛的な出資は、わずかでもこれを受け入れたらいいじゃないかということ、前例に従ってこういうことをやっているんですが、御意見の点はごもつとも点もあると思ひますので、これ、実施するにあたりまして十分気をつけてやっていきたい、かように思っております。

○久保等君 運用の面で十分にひとつ心してやっていただきたいと思います。

それから次に、先ほどちょっと触れかかって質問したんですが、四十八年に打ち上げようとしておる静止衛星、これの用途はどういう用途を予定しておるんですか。

○政府委員(石川晃夫君) これはあくまで、その名称に冠しているごとく、実験用でございます。今後、この衛星通信の実験をやろうということ、研究所でもかかっておりますし、また、先ほど説明もございましたように、ミリ波の研究とか、そういうことを、今後衛星通信、人工衛星を用いて実験をやっていくというのが目的でございます。

○久保等君 そうすると、四十八年のこの実験用静止衛星の打ち上げも、いわばまだ本格的な衛星というところにはいかない研究段階、研究を目的にしたような衛星のようなんですが、先ほどちょっと鈴木委員の質問で、例の基本計画について質問がありましたが、基本計画についてもまだ最終的なものができ上っておらないそうなんですけれども、近々まとまるだろうという先ほど局長の答弁がありました。ところで、口頭でお答え願うのですから、詳しくはなくてけっこうなんですけれども、一応骨子ができて、成文化のほうもほとんどでき上がる段階に来ているというのですが、それこそ骨子の、ほんとうに骨組み的なことだけを、簡潔に、何だったら御答弁願いたいと思うのです。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま宇宙開発委員会におきまして検討いたしております宇宙開発計画の案につきましての骨子を申し上げます、大体大きく分けまして、総論的なものと、各論的なものにわけようというのを考えております。

その総論の中には、この計画策定するための背景というものと、それから開発の意義というものを、世界の情勢、あるいはわが国の情勢、こういうものにつまましての分析をしておるわけでございます。その次に開発計画の概要を考えていきたいというふうな考えでありますが、これにおきましても、将来の展望、これで全体の十年後のビジョンを考へながら、当面五カ年間でございまして、将来のビジョンというものはどういふものであるかという点と、それからなぜそういうものを開発する必要があるのかという点と、必要性的な問題もここに述べたいと思っております。次に、その中に開発計画、したがって、その開発計画は大体どういふものにするかという点と、あるいはその体制をどうするかという点と、あるいはここに記載したいというふうな考へております。それから、その宇宙開発の促進に必要な施策という点も述べまして、大体総論的なものをつくり上げたいというふうな考えでございます。

これに基づきまして各論に入るわけでございしますが、この各論に入りますと、開発計画——これは衛星とロケットと両方あるわけでございしますが、開発計画、それから、そのロケット打ち上げに必要な射場、あるいはその他いろいろの諸施設、設備の整備計画をどうするかという点と、それから、その開発体制というものの整備をどうするか、これはやはり先進諸国の体制というものが非常に参考になりますので、その諸外国の状況と、ここに先進諸国の状況というものを分析いたしまして、わが国の開発体制をどう持っていく

かというふうな検討していくわけでございます。それから各機関がどういふふうに分担してこれを進めていくかというふうな役割りを検討するということになっております。

最後に、この宇宙開発の促進に必要な施策というものを考へるわけでございますが、基本的な、共通的なものとして、人材を養成するとか、養成する方法、あるいは情報流通というものをどのようにして促進するか、あるいは先行研究、あるいは関連研究というものをどういふ体制で持っていくか、それから国際協力の体制をどうするか、さらにこれを普及し啓発するという方法はどういふふうにしてやたらいいかという点、な点を骨子としてしまして現在検討中でございます。

○久保等君 その大体当面五年あたりについては具体的な計画を確定し、それ以後の問題についてはある程度ビジョン的なもの、だいたい御説明だと思ひますが、静止衛星を打ち上げた後の問題については、目下のところ具体的な計画というものは説明を願うほど具体的なものはないという状況でしょうか。静止衛星打ち上げ後の具体的な何か見通しでもあれば、あるいは計画でもあれば、御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(石川晃夫君) 実験用の静止衛星を打ち上げたあとでの計画というものは、まだ詳細なものではないんですが、やや具体的なものがこの委員会の討議の席上あがっております。しかし、私たちの従来からの計画といたしまして、まずロケットといたしましては、Qロケットを開発いたしまして、それをNロケットにつなぐ。Qロケットを基礎といたしまして、それをNロケットにつないで実験用の静止衛星を上げたいという計画で進んでおります。

また、衛星につきましても、まず電離層観測衛星を開発いたしまして、それからその後実験用の静止衛星にするという計画で進んでおります。したがって、ここ五年間におきまして

は、ほとんどそのような衛星にわれわれのエネルギーを使うわけでございますが、その以後におきましては、それが成功いたしました場合には、各種の衛星を上げてはどうかという意見が出てきております。その中には、従来から申されておりました気象衛星、この気象衛星につきましても、楕円軌道あるいは円軌道を持つ衛星、さらに静止型の衛星、このようなものも考えられております。それから測地衛星につきましても、やはりいろいろなタイプの測地衛星も考えられております。それからまた、これは少し先の話になりますが、資源探査衛星というものも検討の中に出てきております。しかし、そのあたりになると、これはまだまだ研究の段階でございまして、開発という段階に進むには相当先になるかと思っておりますが、ただいま申し上げました気象衛星あるいは測地衛星というものにつきましては、研究が相当進んでまいりまして、この計画の第二次の五カ年に入りまして時点においては開発段階に入るものとわれわれは予想しておるわけでございます。

○久保等君 今度事業団がでると、郵政省のほうの電離層関係の観測要員等が今度は新しい事業団に移ってまいります。あるいはまた新しく何か四十数名程度は新規に募集をするというように、この要員の確保をはかるようですが、全体の要員、それからいまた言ったように郵政から移管される要員、そういうような者の内訳並びにその全体の要員の技術屋さん、それから一般の事務屋さん、そういう分け方で、どういう比率になりますか。それから給与等はどうかという扱いをしてまいりますか。まあ一般の公団その他があるから、そういったようなものと同じようなことになるんだらうと思うんですけどもね。比較的技術屋の多い、エンジニアの多い事業団であるだけに、その配属等も特別加えていく必要があるんじゃないか。まあ非常にこれから目まぐるしく変わってまいり技術屋を十分にひとつ、駆使だけではなく、新しく開発をしてもらわなければならぬということですから、非常に、何と申しますか、熱意を

持つて、情熱を持って仕事に取り組んでいけるように、やはり私は十分に配慮すべきだと思う。とかく、事業団といつても、お役所並みないしはそれと似たり寄ったりというふうなことになるが、だと思ふんですけれどもね。やはりこういう非常に高度の技術、高度の知識を要する事業といふか、仕事ですから、それに携わる職員等については十分ひとつ配慮をしていくべきじゃないかと思うのですが、そのことについて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(石川晃夫君) 事業団の組織等について御説明申し上げますと、ただいま現時点において計画しております事業団の構成と申しますのは、役員といまして九名考えております。そのほかに非常勤理事としまして二名でございまして、この九名の内訳としましては、理事長、副理事長、これが一名ずつでございまして、それから常勤理事が五名以内でございまして、それから監事が二名以内でございまして、そのほか非常勤理事を二名以内ということになりますので、役員としましては十一名以内ということになるわけであります。そのほかの職員といましては、現在では百五十一名を予定しております。これは四十四年度でございまして、百五十一名という人員を予定しております。この百五十一名の構成といたしましては、この事業団が発足いたしますと、現在の宇宙開発推進本部の人員と、それから電波研究所の職員と、それからそのほか、現在予定しておりますのは、科学技術庁の航空宇宙技術研究所の職員というもののうちからこの百五十一名というものが構成されるわけでございまして、この分担といたしましては、まずロケットの開発、それを担当する部門と、それから人工衛星の開発を担当する部門がございまして、それからこのロケットと人工衛星の両面の計画の調整をする仕事もございまして、この仕事。それから内外の諸機関との折衝、それから全体の開発過程におきまして安全管理の問題、こういう問題を取り扱います企画管理の部門も置きたいと考えております。それから、この衛

星を上げます打ち上げ、それから上げたあとの追跡等、こういうような業務部門も必要でございまして、そのほか、一般的な事務といたしまして、総務部門、経理部門というものの整備をはかる必要があるかというふうなことでございまして、したがって、全般といたしましては、大体技術的な内容の部門が多いわけでございまして、当然技術者が主体になる、技術系の職員が主体になるわけでございまして、そのほか、総務経理部門というふうな部門におきましては事務系職員というものが充てられる予定でございまして、このような人員で構成をいたしまして、四十四年度は役員のほかに百五十一名というふうな数で発足するということになるわけでございまして。

○久保等君 事務系、それから技術系の人数、どんな割合になりますか。

○政府委員(石川晃夫君) この詳細な組織につきましては、これは事業団が発足します時点におきまして決定されるわけでございまして、現時点においては、まだそこまで詰めた作業はやっていないわけでございまして。しかし、先ほど申しましたように、技術系職員が相当比率が大きいというふうには考えております。

○久保等君 先ほど申し上げましたように、十分にひとつ、情熱を傾けて仕事に携われるような給与なりその他のいろいろ待遇の問題について御考慮したいと思うのです。それから、いわば、最初のうちは寄り合い世帯といいますが、郵政にいた人、あるいは従来の推進本部にいた人、いわば一種の寄り合い世帯、なかなか全体のチームワークというか、そういったものについても苦労されると思うのですけれども、早く一体になつて、ほんとうにみんなが力を合わせて研究成果をあげていくということについて、われわれが言うまでもなく、非常に大へんなむずかしい宇宙開発という仕事に取り組んでまいらなければならない、あたつては人工衛星の打ち上げ、またそれに関連したロケットの開発なり、あるいはまた追跡、あるいはまたコントロールといったようなことに限

られてはおりますが、とにかく未知の技術面の開拓をしてもらうわけですから、そういう点で、ひとつぜひ幹部の方々には格別の御配慮をお願いしたいと思いますし、また従来、たとえば郵政関係でやっておつたような仕事にしても、そのことによって何か逆に能率がダウンするということはないか。まあ、これはいろいろ場所が移つたりなんかすることによって、時期の若干のブランクというものは、これはやむを得ないと思うんですけれども、そういったことも、最小限度、ひとつないよう努力をお願いしたいと思います。

それで、私の質問も終わりますが、最後に、何といつても宇宙開発事業団は、長官がいろいろ力説をしておられますように、平和目的に奉仕をするという立場、これは非常に重要な使命であり、基本的な態度でなければならぬと思うんです。長官いろいろ説明はしておられますけれども、法律の構成上からいって、基本法にそういう問題を入れるべきなんだが、こういう事業団には必要ないんだということも確かに私は一つの考え方だと思ふんです。しかし、残念ながら基本法ができておらない現時点において、じやどうするかということになれば、きわめて重要な、基本的な問題であればあるほど、かつこうが多少いいとか悪いとかは別にして、やっぱりきちっと法に明定すべきだと思ふんです。政府提案の最初のものに、まず、と、そういったことは全然触れられておらない。が、しかし、御答弁にもありましたように、厚子力基本法第二条の基本方針というものはこの宇宙開発事業団の場合にも同じ考え方で行くんだというように御答弁が、これは衆議院の本会議の佐藤総理の答弁等にもございまして、しかし、どうもそれ若干ひっかかることがあるのは、質問者に対する総理大臣の答弁は、基本的には賛成でございまして、基本的には賛成でございまして、こういふことを言っている。全面的に賛成でございまして、こういふ問題はいいんですけれども、基本的には賛成です、ただし云々というふうなことも若干述べられておるんです、よく見ますと。やっぱりそこら

が、われわれが開いておいても歯切れが悪い。しかし、真正正銘、とにかく大目的であります平和利用だと、そのことのために、例の民主、自主、公開、あるいは国際協力、こういったようなことを、やはりこの宇宙開発事業の場合においても全面的に基本的な考え方として堅持していくんだということだけは、どうも条文にあまり出ていないものですか、私は繰り返しお尋ねをしておきたいと思うんですが、長官がいろいろ、答申に出ているとか、総理大臣の本会議の答弁でそういうことは言われておると言っても、やっぱり法律は法律としてきちっと法律の中におさまっていないや、答申というものは、これは何といひますか、国民を拘束する力は何もありませんし、そういうものは参考にはなるかしらぬけれども、それが国の一つの方針として、やはり国会において法律としてきまれば、あるいは国会において決議等がなされれば、これは方向として、はっきりきまつたということになるでしょうが、幾ら答申を百並べても二百並べても、それは何らの拘束力は私はないと思うんです。何らの拘束力、若干、道義的な拘束力は出てくるかもしれませんが、法律の中に明確にそういった重要な問題は規定をすべき問題だ。しかし、長官は、おそらく基本法ができる際にはそのことは当然入れなけりやならぬとお考えになっておるんだと思うんですが、とりあえず基本法がない。いまの時点においては、私がいまお尋ねをしておることについて、やはり原子力基本法の第二条と同じように、当然この事業団の場合にも堅持していくのだということを、どうもこの法律の表現が足らざるどころがあまりにも多いものですか、くどいようですが、その点、大臣のほうからはっきりとひとつ御答弁願いたいと思うのです。

私の質問は終わります。  
○国務大臣(木内四郎君) いまの御質問、先ほど来たびたび鈴木委員からも御質問があったのですが、私はあくまでこれは平和利用に徹していくべきものだと思っております。この法律の中に規定するといふことにかかわらず、われわれはそういう態度でいくべきものであるということをおねがひ申し上げておいたのですが、今回衆議院のほうで第一条にそういう修正を加えられまして、こちらにおいてもそのまゝこれをお認め願えれば、それが法律の規定にもなりますので、私どもの精神と合致していることでもありますし、その趣旨を尊重して、そして従来どおり平和の目的に徹してやっていきたい、かように思っております。

それから、先ほど来、この事業団の構成、人員その他についていろいろ御注意をいただき、私非常に感謝しておりますが、これはやはり御説のように十分に留意してやっていかなければならぬ。これは国家的の大事業でもありますので、官学民総力を結集して、そして優秀な人を集めて、待遇などもできるだけよくして、そしてその目的を達成するように努力をしなければならぬと、かように考えております。御趣旨のとおりにいたしたいと、かように考えております。

○委員長代理(矢追秀彦君) 上林君。

○上林繁次郎君 いままで時間をかけて相当議論されてきたわけでございますけれども、したがって、何と申しましたもこれだけの法案でありますので、問題がしばらくしてきて、そういう点は省きまして、私は、専門的な立場、あるいはまた技術的な立場というよりも、まあこういう面にについては先ほど話がありましたように、世界的、国際的にもまだ宇宙というものの対する定義が成り立っておらず、こういう話でありますので、しろうとのわれわれに、技術的な、専門的なことを言ってもなかなかむづかしいのであります。したがって、この法案、いわゆるこの事業団をつくって、そしてまた多くの金を使つて、それがどのように国民の利益になっていくか、こういうふうな観点から私はお尋ねをしてみたい。こ

まず最初にお尋ねをしておきたいと思うのは、

提案理由の説明に、先進諸国では宇宙開発体制を整備し、具体的な開発目標を定め、国家的事業としてその積極的な推進をはかっており、その成果は割目すべきものであると、こういうふうな述べているわけですが、その中で、まず主要な各国における開発体制、その開発成果という、そういうものの概要をまずお尋ねをしてみたい、こ

○国務大臣(木内四郎君) すでに御案内のとおり、たとえばアメリカにおきましてはアポロ8号、10号の打ち上げ、また、ソ連におきましては人工衛星を打ち上げて、また、月に着陸しようとするまでいきませんけれども、打ち上げており、またさらに、きょうの新聞によりますと、近く打ち上げるというふうなことがあるわけでありまして、非常に急速に進歩しております。ただ、ほかの国におきましては、さきにもちょっと申し上げたのでありますが、フランスが自分の衛星を打ち上げました。ところが、ほかの国では自分の衛星は打ち上げておらず、自分の衛星は打ち上げておらず、アメリカのものを拝借して打ち上げておるといふ状態であります。なお、こまかいことにつきましては、ひとつ政府委員から詳細にこの機会に御説明させていただきます。

○政府委員(石川晃夫君) お答えいたします。

この世界各國の宇宙開発の現状でございますが、ただいま大臣からもお話ありましたように、ソ連、アメリカという国は、これは宇宙開発について非常に進んでおります。さらに、フランスが先般自国のロケットによりまして自国の衛星を上げたわけでございますが、これまで人工衛星そのものを打ち上げたという国は七カ国でございます。ソ連、米国、フランス、これはただいま申し上げましたが、そのほか、イギリス、イタリア、カナダ、オーストラリアでございます。この七カ国でございます。このうち、自分の国でつくったロケットをもって打ち上げたのは先ほどの三カ国でございます。あとはいずれも米国製の

ロケットを使って打ち上げておるわけでございます。御存じのように、世界の宇宙開発というものは非常に進展が目まざましいものでございまして、近く月に着陸しようというふうなことも行なわれておるわけでございますが、米ソがやはり何と申しましてもこの宇宙開発の中心になって進んでおるわけでございます。

各國の開発の予算としまして、これは年間の予算でございますが、アメリカの場合は、これは一九六八年の予算でございますが、一兆六千億ほど使っております。ソビエトにつきましては私たちがほうでちょっと資料がないわけでございますが、六四年ぐらいの予算の使い方から見ますと、やはり大体アメリカと同じように一兆六千億程度の年間の経費を使つてやっているようでございます。フランス、イギリス、イタリア、このあたりになりますと、だいぶそれから減つてまいりまして、フランスで、これは一九六七年度でございますが、約四百億でございます。イギリスで三百億程度、西ドイツも大体三百億程度でございます。イタリア、日本がさらに下がりますと、大体年間七十億を少しこえる程度の金額で昨年度は宇宙開発を行なつておるわけでございます。

次に、組織について申し上げますと、アメリカにおきましては、非軍事的な宇宙活動の実施機関といたしましては航空宇宙局がございまして、通称NASAと称しております。これは昭和三十三年の十月に設けられたわけでございます。これには、本部と、十一カ所の宇宙センターと、それから研究所、それから追跡網という施設がございまして、職員としましては大体六万人の職員を擁しております。ソ連につきましては実はあまり資料がございませんので、御答弁申し上げられないわけでございますが、フランスにつきましては、宇宙研究本部というのをつくつております。これは特殊法人でございまして、通称CNEESと称しておりますが、これは全額政府出資の機関でございます。これは昭和三十六年にできております。この中には、理事会と、それから科学計画委員会、

応用計画委員会というものが、専門的な立場からこの理事会に対して助言を行なうという機関をつくっております。このほか、三つの宇宙センターと、六つの追跡局と、それから職員が約六百名というふうになっております。現在は大体七百名近くになっていくのではなからうかというふうに存じております。次に、ドイツでございますが、ドイツにおきましても、これは西ドイツでございますが、大連邦政府から九五%を出資いたしました、ロケット、人工衛星開発製造及び技術者の教育とすることを目的とした宇宙研究有限会社をつくっております。通称GFWと称しておりますが、これは昭和三十七年にできたわけでございますが、これが現在約三百三十名の職員をもって宇宙開発を実施しております。各国とも、宇宙開発を実施して本格的に推進するという国におきましては、このように特別な組織をつくって、開発をしていくわけでございます。

○上林繁次郎君 宇宙開発に関する研究開発あるいはその利用の問題が相当大きな問題であろうと思っておりますけれども、こういう問題について国の基本的な考え方、こういう問題についてひとつ明らかにしていただきたい、こう思います。

○政府委員(石川晃夫君) 宇宙開発の基本的な考え方でございますが、これは、宇宙開発というものが非常に広範多岐にわたり、しかも高度な技術というものを必要とするわけでございます。その利用される範囲としまして、宇宙空間の科学観測というもののほか、さらに実用的な通信、気象、航行というふうな面におきまして実用面への応用というものもあるわけでございます。したがって、わが国としましては、宇宙開発につきましても従来からの宇宙開発審議会というのにおきまして答申されました一号答申から四号答申というふうなもの、考え方というものを踏まえまして、この宇宙開発委員会におきましても、今後の宇宙開発というものの方針並びに体制というものを現在検討中でございます。このようにいたしまして、わが国におきまして宇宙開発というものは、企画、

調整関係におきましては宇宙開発委員会というものがございまして、これで宇宙開発を推進していくわけでございますが、これの実施の中核的な機関といたしまして、このたび宇宙開発事業団というものを設けたいということで、今回の法案の御審議をお願いしたいわけでございますが、これができまして、この宇宙開発事業団が中心になります。宇宙開発というものを進めてまいりますが、この宇宙開発事業団が進めます計画そのものは、宇宙開発委員会におきまして検討されました開発計画によりまして内閣総理大臣が基本計画を決定して、この事業団に実施をさせるという仕組みになっております。

○国務大臣(木内四郎君) いま、この宇宙開発、いろいろな利用方法ですね、たとえば、通信あるいは航行、気象、あるいは測地、こういういろいろなことに利用されるということになるだろうというところを申しました。また、基本計画について申し上げたんですが、われわれは、あくまでもこれは平和利用、さつき申しましたように、基本的な態度として、平和利用に限るという態度をとってまいりたいと思っております。そこで、実は、いま申し上げましたような衛星の利用のほかに、宇宙開発というものは、いま政府委員からお話しましたように、非常に広範多岐にわたっております。しかも先端的科学の粋を集めた大企業、大プロジェクトであります。したがって、これをやることによってわが国の科学水準を非常に高めるところの波及効果というものがあろう。これはわが国ばかりではありません。アメリカでも、その他の国におきましても、そこを非常にやっばりねらい、また重点をおいておるところだ、いわゆる波及効果というものは科学技術の向上の上からいって無視することのできない一つの大きな点である、かように考えております。

○上林繁次郎君 いま委員会の構成等について話が出ましたが、この委員会ではいろいろと考えられてそれを実施する段階が事業団である、こういう話がありました。そこで、委員会について

ちょっとお尋ねしてみたいと思います。この宇宙開発委員会、この発足が、昨年、四十三年五月に発足してございまして、一年を経過したわけでありまして、その間にどのようなことが考えられてきているのか、また研究等、いろいろな角度で、この委員会が受け持つ分野の中でどういったことが考えられてきているかという点についてあまり明らかじゃないので、その点ひとつお聞かせをお願いしたいと思います。

○国務大臣(木内四郎君) いまの御質問、非常に大事な御質問だと思っておりますが、実はこの宇宙開発委員会の前に宇宙開発審議会というのがありまして、それで一号答申というのがありました。これはもう皆さんのお手元に全部配つてあると思うんですが、いろいろ資料として、それから一号から四号までありまして、そして、あるいは一元化をやつていけとか、あるいはその他基本的な考え方をだいたい並べておるんですが、それはもちろんそれとして、さらに昨年に宇宙開発委員会をお認め願つて、これをつくったんですけれども、その委員会におきましていろいろなことを研究いたしております。今後十年間を展望して、少なくともこの五十年間の施策を研究していこうということでは先ほど政府委員から御説明申し上げたとおりであります。大筋のことは、もし御必要なら、いま一度政府委員のほうから説明をさせたいと思っております。

○政府委員(石川晃夫君) 宇宙開発委員会の活動状況について申し上げます。

宇宙開発委員会は、委員長ほか四名の委員がおりまして、この四名の方と、それから委員長、これは科学技術庁長官でございますが、この五名の方で大体原則として毎週一回会合を開いております。で、委員会の、昨年度並びに今年度に入ってから作業でございますが、これは昨年五月に発足いたしましたので、当初昭和四十四年度におきまして宇宙開発関係経費の見積もりに関する予算というものと計画についての取り組みを始めたわけでございます。

○上林繁次郎君 いまの話はわかりましたけれども、せっかくこの開発委員会をつくったわけでありまして、当然、そこでもって、事業団の四十八年を目ざしての事業、これが強力に進められていくだけのあらゆる検討がこの委員会に任せられなきゃいかぬ。そこで、その委員会のメンバーですね、委員会の。それと、また、そういう方々の社会的な立場、こういったことも、この問題がまた重要な問題だけに、これを推進していく上においては、そういう問題も一つの大きな問題になってくると、こう思うわけがあります。そういう点について、どういう方々であり、また、どういった社会的な立場に立っているのか、また、そういう点をまず明らかにしていただきたいと思っております。

○政府委員(石川晃夫君) お答えいたします。現在の宇宙開発委員会でございますが、これは、先ほど申しましたように、委員長は国務大臣で科学技術庁長官でございます。そのほか、委員といたしまして四名でございます。一人が、現在日本海軍協会の会長をやっておられる山県昌夫さんでございます。それからもう一人の方が、三菱電機の相談役をやっておられます関義長さんでございます。それからもう一人の方は、国際電信電話株式会社の相談役でございます大野勝

でございます。で、これがまとまりまして、昨年の十一月の二十日に「昭和四十四年度における宇宙開発関係経費の見積もり方針及び概算要求概要について」というものを決定いたしました。内閣総理大臣に対して意見の具申を行なった次第でございます。そのほか、定例会議におきましては、国際協力の問題、それから現在行なつております長期計画というもののについての検討を行なつていくわけでございますが、発足以来現在までに本委員会は三十一回開いております。そのほか、部会その他を含めまして、やはり三十一回ほど開いております。計六十二回ほどの会合を持つて、この委員会の業務を実施しているわけでございます。



三さんでございます。それからもう一人の方が、日本学術振興会の理事長をやっておいでになりまして吉識雅夫さんでございます。以上四名の委員になっております。

○上林繁次郎君 いろいろとうわさを聞くわけでありまして、この開発委員会ができて、いまお教えを願った四名の方が委員になっておられる。実際の社会的な立場もいまだお聞きしたとおりでありまして、実際に回数なるほど昨年五月から六十数回にわたっての会議が開かれておられるかもしねけれども、その内容的な問題、これは大きな問題であって、これらの方々が四名で実際にこれから四十八年に静止衛星を上げようという、そういう重要な問題を、また、社会的に非常に忙しい立場であって、実際にこの四名でほんとうにそれができるかどうか、こういうことが私たちにあっては大きな心配になるわけでありまして、そういう点は政府としてそれはできるといふ、こういう確信があるのかどうか、その点についてひとつはつきり答えていただきたい。

○国務大臣(木内四郎君) 御心配願っていること、まことに感謝にたえないのですが、いま申しましたように、山県昌夫先生、文化勲章をもらっておられるりっぱな科学者でありますし、

【委員長代理矢追秀彦君退席、委員長着席】  
そのほかの方々もいづれも非常にりっぱな方であるというように、また、国際的にもすでに名の通った方でありまして、非常な御勉強を願っておりますので、私はその方々をお願いして遺憾なきを期し得るものだと思っておりますが、先ほど来たたびにお話がありましたように、また、昨年のこの委員会設置法案審議の際の御意見にありましたように、これを増員し、かつ常勤にし、かつ強化をはかっているという御意見もひとつとありますので、そういう点につきましては、この問題を含めて開発体制全体を通じてその強化をはかっているように努力したい、かように思っています。

○上林繁次郎君 次に参ります。

このたび宇宙開発事業団をつくりたいと、こういうことで法案が出ておられるわけですが、宇宙開発の実施機関としてこの事業団設置の必要性——必要だからこういう法案を出してきた、こういうことには違ひありませんけれども、そういう必要性について具体的にひとつ説明を願いたい。この事業団を設けるということが今後どのようになつたメリットがあるのか、こういう点についてひとつ詳しくお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(木内四郎君) ごもっともな御質問であります。御案内のように、宇宙開発の重要性については先ほど来御説明申し上げましたので御了解を願つたことと思ひます。各国ともに非常にこれに力を入れております。直接の利益、またこの波及効果、その他いろいろ考えまして、どうしてもこれは推進しなきゃならぬところで、これは非常に高度の科学技術を結集しまして総合的に効率的に行なつていかなければならぬ大事業であります。そこで、今日のわが国の状態を見ますと、いふと、各官庁まばらばらといつてはあれですが、方々に散つており、これを何とかして一元化の方向に少なくとも持つていかなければならぬ。これを急速に一元化するということは、なかなかこういふことはむずかしいのです。各官庁に分かれておるものを、そこで一つのルールを敷いて、そこでそのルールに乗って行くものをまず、それからその次に、だんだんとこれを乗せていく。この法案をごらんになつていただくと、それを可能にするようなふうにしての条文が書いてあるわけでありまして、そこで、この事業は国家的の大事業でもあり、いま申しましたように、あらゆる科学の粋を集めて、高度の、しかも深い科学技術の粋を集めて、そしてしかも急速に行なわなければならない、しかもまた大型化で、非常に大型のものであり、多額の国費を要する、これを能率的にやるには、いま申しましたように、やはり一元化の方向に持つていかなきゃならぬ。これは宇宙開発審議会の答申にもその趣旨がうたわれてお

る。一元化の方向に努力するということがうたわれておりますが、少しおそまきではありますけれども、ここに宇宙開発事業団をつくりまして、そして一元化の方向にひとつ持つていこう、これが事業団のねらいでございまして。

○上林繁次郎君 そうしますと、大きな目的を持つておられるんだという、将来にかけて、こういうことはわかりました。当面の問題としてしましては、やはり何と云つても四十八年を期しての衛星打ち上げ、こういうことになるだろうと思う、当面の問題としては。そこで、その反面、また事業団ができたという事は将来のためである、将来を持つていこうとするならば、そういう大きな目的を達成するという事はもちろんでありますけれども、その前に、その基本となる、先ほどから論じられてまいりましたけれども、やはり基本法的なものが、その基礎になるものが、当然あつてしかるべきだ、それが先ではないか、こういうふうには私に考へております。その点についての考え方はどうでしょう。

○国務大臣(木内四郎君) 確かにお説のように、基本法が先にできておれば、これは非常にけつこうであります。しかし、基本法ができて、基本計画がやつぱり先にできなければ、やはり私はいかぬと思う。どちらが大事かという、これは別に基本法の大事なことを否定するわけではありませんが、間違ひのない計画ができて、それに従つて進んでいくということが当面一番必要なことじゃないか、かように考へております。しかし、私はいま申し上げましたように、基本法の必要なことを否定するわけではありません。なるべく早く基本法をつくる、かように考へております。ただ、この基本法を制定するにつきては、まず宇宙の定義一つにつきましてもいろいろ問題がある。そのほかいろいろの問題がありますので、今日までまとまつておりません。その点は衆議院の委員会においても御心配願つて研究してい

ただいておりますが、私どものほうにおきましても研究しまして、なるべく早く成案を得て、この基本法が制定されますように努力をいたしたい、かように考へております。

○上林繁次郎君 これは意見の相違ということになるかもしれないけれども、それだけの大きな問題を取り上げていくわけですから、当然基本になるものがあつてしかるべきじゃないかと、私はこう思ふわけですが、したがって、そういうものを一日も早くやはり確立していかなくちゃいかぬ、こう思ふわけですね。それと同時に、さしずめ四十八年を目ざしてのいわゆる衛星打ち上げ、こういうことであるならば、経済的にいつても、いろいろな角度からいって、これはあえて四十八年といふと、それは遠い将来の話ではないんです、近いうちの話なんです。この予算の面からいつても、いろいろな角度の面からいつても、この衛星打ち上げということだけならば、それはアメリカさんにお願ひをしてもこれは打ち上げできるということとは言えると思ひます。御承知のように、こういう話も聞いておられるわけですね。ロケットを打ち上げるのに約十億、一発上げるのに十億かかる、こういうことらしい。アメリカのほうでは、それが十発になったら八十億にまける、こういうようなことを言つて盛んに呼びかけてきておる、こういう話も聞いておる。したがって、そういう当面の問題を解決するということがならば、私はそういう角度で、そういう考え方でこれをアメリカに一時効果的ではないか、予算の面から、いろいろいって、その間に、十分に基本からきちつとした体制をつくつて発足をしたい。何も事業団をここであわててつくる必要はないんじゃないか、しろうと考へてもいけないけれども、そういう考え方を持つておられるわけですが、そういう点についてはどういふふうに考へておりますか。

○国務大臣(木内四郎君) いまの御意見は確かに一つの考え方だと思ひます。そういう意見を述べておる人も内外にいろいろないことはないんです



が、先ほど来政府委員から御説明申し上げましたように、各国ともに、みな特別な機構をつくっておりません。アメリカ、ソ連はもちろんのこと、フランスでもつくっております。西独でも九五%も国が金を出して一つのものをつくっております。しかも、みずからの打ち上げさえもできないで、アメリカに頼んで打ち上げさせておる西独あるいはその他にしてみてもそういう機構をつくっておる、イギリスもつくっておる、というようにあることあります。わが国としましては、しかし、アメリカに打ち上げてもらうということじゃ私は情けないんで、わが国の科学技術を進歩させるためにも、直接のことだけでなく、科学技術の水準の向上という意味からいっても、どうしてもわが国で研究開発をして打ち上げるようにしたいというのが私の念願でありますので、はなはだ御意見と違つて申しわけありませんけれども、私どもはそういうようなわけでこの法案を提案しておるような次第であります。

○上林繁次郎君 私、何もアメリカにたよつて、これをいつまでもそういう形をとつていけということを言っているわけじゃない。これは政府のほうでどういう考えを持っているか、また私の考え方、これはおのずから違つて出るかも知れない。しかし、どちらが効果的であり、価値的であるかというところは、これはまた違ふと思う。そこで申し上げているわけです。先ほど来論じられておる基本法のようなものもまだできておらない、そういう中で事業団の設立というものをあせる必要はないんじゃないか、ほんとうに一発のロケットを打ち上げてこれを開発するのは、一説には千発ぐらゐり上げなければわからないだろう、こういうふうにも言われているわけです。そうしますと、これは相当な予算を食ふことは当然です。そういういろいろな意味から、私は当然のような話をしたようなわけです。で、いつまでもそういうアメリカにたよつていけばいいということとを申し上げておるわけではない、こういうことです。その点をひとつ明らかにしておきたいと思

います。

そこで、今度事業団ができたということは、組織、制度といひますか、その一元化である、これを考へておるわけですか。ところが、まだまだ、先ほどから話が出ておるうちに、全部が一元化されているわけじゃない。徐々にそういう一元化をはかつていくんだ、こういう話がありました。そこで、科学衛星関係の開発という、こういう問題については依然大学関係にゆだねられている、こういうこと、こういう問題があるわけですね、これも、こういふことでは確かに不経済、金の面からいっても不経済である。また、人材の結集という面からいってもこれはマイナスである、こういうふうにも思つておるわけですね。そこで、やはり一日も早くこの一元化というものをはかつていかなければならない。事業団はできても、まだばらばらだという体制が現実だということなんで、いつごろまでにこれを一元化していくという考えを持っておるのか。せつかく事業団をつくつたんですから、ですから、ばらばらでは、これは統合的な効果のないゆるゆる運営というものはできないんじゃないか。こういう立場から、いつごろそれではこれを一元化していくという考えを持っておるか。その点についてひとつ明快にお答えを願いたいと思ひます。

○国務大臣(木内四郎君) 一元化の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、わが国の今日までの状態を見ますと、各省にいろいろばらばらになつておる。何とかして一元化の方向に持つていかなければならぬ。しかし、これは各省にばらばらになつておつて、いろいろな今日までのいきさつもありますので、急激に一挙に一元化するということとはなかなか困難ですから、そこで一元化の方向に向かつてこのレールを敷くというのがこの法律だと。そこで、それにつきましましては、郵政省のほうの電波研究所のほうはこちらのほうに一緒になつていただくようになりました。そのほかいろいろなありますけれども、これもだんだんに開発の段階になれば、打ち上げは事業団のほうに

持つていただくようになる。そこで、東大のほうはどうかといひますと、これもいま研究しておるところのものがほぼ完成に近いところまでできておる。そこで、急にこれを移すことはかえつて開発をおくらせるというので、いましばらくこれは東大に置きますけれども、開発に自信ができてくるような段階になれば、これは事業団のほうで一緒に引き受けてやるということになっております。もっとも、科学衛星の研究というのは、これは科学の学術のほうの研究でありますので、その基礎的研究のほうは東大においてやはり引き続いてこれを行なうということになっております。そのほかの役所のことにつきましても、開発の段階になつてくると、この事業団のほうに持つてきます。それまでの基礎的研究というものは、おの行政の各分野がありますので、そのほうにおいていろいろ基礎的研究はしていただく、こういうことになっております。

○上林繁次郎君 いまの話、わからないではないんですけれども、いまの話では、レールを敷く、そうしてどういふ方向に進んでいくか、それを打診をしてみる、言うならばそういう話じゃないか、言つたかと思ふんです。私の言つておるのとはそういうことではなく、もっと計画的にいつごろまでにそういうものを一元化していくか、事業団ができたということは、その事業団をやはり効率的に運営していく、こういうことがやっぱり最大の目的になつてもらわなければいかぬと思ふんです。そうでなかったら、何も事業団をつくる必要はないんです。そこにねらいがあるわけですから、当然そういう問題についての綿密な計画性というものがなければならぬ。そういう意味から、いつごろこういうたばらばらの状態が一元化されていくのかというこの大体の目安を私は聞いておるわけです。そのうちにちゃんと一元化されていくだろうという、はつきり言へばそういう言い方。私の言つておるのとはさうではなくて、少なくとも事業団はそういう大きな目的を持った事業団なんですから、そういううつつなものができる

以上、当然いろいろな機関を統合していく、一元化していく、それはこの時点で大体一元化していくんだという考え方があつてもしかるべきじゃないか、こういうふうな申し上げておるわけですか。その時期はどれくらいに踏んでおるのか、こういうことなんです。

○国務大臣(木内四郎君) 御案内だと思ひますが、科学の研究は、いま申しましたように、たとえば東大のものは開発が信頼を得る段階まで来たときにこちらのほうへ移したいということになつておりますから、科学の面におきましては、これはいついふまでにこれはどうかということとは、私はいまここで直ちに申し上げることは困難だと思ひます。しかし、東大のほうでも、これは信頼を得る段階になればこちらのほうに移すということになつておりました、私はその約束を信じて、そうしてなるべく早い機会にそれが実現することを期待しているであります。

○上林繁次郎君 まあ、その辺のところを論議しても平行線をたどりそうですから、このくらいにしておきますけれども、私から言へば、いわゆる行き当たりばつたりみたいな行き方、そんなあわてておることはないのではないかと、これを先ほどから言つておるわけです。もっとも、それならば、いまばらばらに置いておくならば、そのばらばらの体制でもつていつごろ事業団をつくつたら最も適切なものかということ、それを考へるほうが先じゃないか、私はこう言いたいわけです。で、もっと慎重であるべきではないかというところを申し上げておきたいわけです。

もう一つは、そのばらばらであるという、この一元化されないという理由。その一つとして、それはどうかわかりませんが、わからなけれども、いわゆる国のなわ張り争ひ、こういうような考え方があつていられないか。こんなようになちまたのうわさもあるけれども、全くこれはさうじゃないと否定するわけにもいかない。国に、その点どうだと、こう聞いても明快な答弁はできないだろうと思つけれども、その点、参考、また



業を完成していくという、そのためには、やはり  
そういったみじんもつながりがない、そういう立  
場で自分もその道に専心して、日本の発展、科学  
の発達に大いに寄与していこうという、そういう  
立場の人を当然選ぶべきである。あなたの言うよ  
うに、絶対にそういう心配はないんだと、こうい  
うふうに断定はできないと思う。そういう立場で  
私は申し上げておるわけです。これは論議して  
も結論の出ない話かもしれませんが、そういう  
意味で私はこの点を憂えておるわけです。十分に  
再考願って、そしてこの点をどうしていくかとい  
うことについてはまた再考をお願いしておきた  
い、こういうわけです。

以上で私の質問は終わるわけでありませうけれど  
も、いずれにいたしましても重要な問題でありま  
すので、いまままで話し合った中で、十分その話の  
中での問題点というものを、もう一步、二歩とお  
互いに煮詰めて、そうして最もよき結論を出して  
いく努力が大事ではないか、こういったことを申  
し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(宮崎正義君) ほかに質疑はございませ  
んか。――質疑がなければ、本連合審査会はこれ  
にて終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認めます。  
よって、連合審査会は終了することと決定いた  
しました。

これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

昭和四十四年六月十二日印刷

昭和四十四年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局